

(第一類 第六号)

第一百三十六回国会 文教委員会議録 第八号

(二九七)

平成八年五月三十一日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 柳沢 伯夫君

理事 片岡 武司君

理事 渡瀬 慶明君

理事 松田 岩夫君

理事 奥石 東君

理事 稲葉 大和君

理事 塩谷 立君

理事 藤村 修君

理事 山口 那津男君

理事 五十嵐 あひこ君

理事 小野 晋也君

理事 栗原 裕康君

栗本 憐一郎君

齊藤斗志二君

石田 勝之君

池田 隆一君

濱田 健一君

嶋田 譲君

文部大臣 奥田 幹生君

文部大臣官房長 佐藤 梅一君

文部省生涯學習局長 草原 克義君

文部省初等中等教育局長 遠山 耕平君

法務省人権擁護局長 坂井 靖君

文教委員会調査室長 岡村 豊君

委員の異動  
五月十日 辞任

補欠選任

小・中・高校の三十五人以下学級実現・教育費父母負担軽減と障害児教育の充実に関する請願(古賀敬章君紹介)(第二二二九号)

教育・大学予算・私学助成の大増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願(豊田潤多郎君紹介)(第二二三〇号)

私学助成増額、行き届いた教育実現に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第二二〇六号)

教育費の父母負担軽減、教職員の大増など行き届いた教育に関する請願(吉井英勝君紹介)(第二二二七号)

高校三十五人学級実現・私学助成大幅増、障害児教育の充実に関する請願(寺前巖君紹介)(第二二二八号)

三十人以下学級の実現・私学助成の大増、父母負担の軽減に関する請願(藤田スミ君紹介)(第二二二九号)

小中高三十五人以下学級の早期実現と私学助成の拡充、教職員定数増に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第二二三〇号)

三十人以下学級の実現、教育予算・私学助成の拡充、教職員定数増に関する請願(東中光雄君紹介)(第二二三一号)

三十人以下学級の実現、教育予算・私学助成の拡充、教職員定数増に関する請願(正森成二君紹介)(第二二三二号)

三十人以下学級の実現、教育予算・私学助成の拡充、教職員定数増に関する請願(中村正男君紹介)(第二二三五号)

三十人以下学級の実現、教育予算・私学助成の拡充、教職員定数改善(藤田スミ君紹介)(第二二四九号)

三十人以下学級の大増額と小中高校三十五人学級の早期実現に関する請願(天島恒夫君紹介)(第二二三三号)

三十人以下学級の大増額と小中高校三十五人学級の大増額に関する請願(松本善明君紹介)(第二二三四号)

小中高三十五人以下学級の早期実現、障害児教育の充実、私学助成の大増額に関する請願(志位和夫君紹介)(第二二三五号)

私学の学費値上げ抑制、教育・研究条件の改善、私学助成増額に関する請願(森本亮司君紹介)(第二二〇九〇号)(参議院送付)

行ぎ届いた教育に関する請願(中島武敏君紹介)(第二二三六号)

文教予算の増額・三十五人以下学級実現・教職員定数改善・障害児教育の充実等に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第二二三七号)

小・中・高校すべての学校で三十五人以下学級の早期実現・私学助成大幅増額に関する請願(不破哲三君紹介)(第二二三八号)

障害児教育の充実、教育予算大幅増、三十五人学級実現に関する請願(穀田恵二君紹介)(第二二三九号)

文教予算の増額、行き届いた教育実現に関する請願(古堅実吉君紹介)(第二二四一号)

行き届いた教育を進めるための教育条件改善に関する請願(山原健一郎君紹介)(第二二六九号)

行き届いた教育の実現、教職員定数増に関する請願(不破哲三君紹介)(第二二六二号)

行き届いた教育を実現するための教育条件改善に関する請願(穀田恵二君紹介)(第二二六二号)

三十人以下学級、教職員定数改善、行き届いた教育の実現に関する請願(松本善明君紹介)(第二二六六号)

三十人以下学級の早期実現と生徒急減期特別助成などの大幅増額に関する請願(正森成二君紹介)

三十人以下学級の実現に関する請願(東中光雄君紹介)(第二二六七号)

三十人以下学級の実現に関する請願(天島恒夫君紹介)(第二二六八号)

三十人以下学級の実現、教育予算の大増、父母負担軽減に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第二二七〇号)

三十人以下学級の早期実現、私学助成の増額と拡充に関する請願(五島正規君紹介)(第二二七三号)

五〇号)

小・中・高校三十五人学級の早期実現、急減期特

別助成など私学助成の大増額に関する請願

(五島正規君紹介)(第二三三五一号)

同月十七日

聴覚障害者のため、テレビなどの字幕・手話に関する著作権法の改定に関する請願(上原康助

紹介)(第二四八四号)

同(大野由利子君紹介)(第二二五二七号)

同(高木陽介君紹介)(第二五一八号)

同(古屋圭司君紹介)(第二五二九号)

同(森本晃司君紹介)(第二五三三〇号)

すべての定時制・通信制高校生に対する教科書

無償・夜食費の国庫補助の堅持に関する請願

(坂口力君紹介)(第二五七七号)

同月二十八日

小中高三千五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充に関する請願(山原健一郎君紹介)

(第二六〇五号)

小・中・高校の三十五人以下学級実現・教育費父母負担の軽減と障害児教育の充実に関する請願

(吹田侃君紹介)(第二六〇六号)

行き届いた教育の実現、教職員定数増に関する請願(山原健一郎君紹介)(第二六〇七号)

すべての定時制・通信制高校生に対する教科書無償・夜食費の国庫補助の堅持に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第二六〇八号)

同(毅田恵二君紹介)(第二六〇九号)

同(佐々木陸海君紹介)(第二六一〇号)

(志位和夫君紹介)(第二六一一号)

同(寺前巣君紹介)(第二六一二号)

同(中島武敏君紹介)(第二六一三号)

同(東中光雄君紹介)(第二六一四号)

同(不破哲三君紹介)(第二六一五号)

同(藤田スミ君紹介)(第二六一六号)

同(古堅美吉君紹介)(第二六一七号)

同(正森成二君紹介)(第二六一八号)

同(松本善明君紹介)(第二六一九号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二六二〇号)

同(山原健一郎君紹介)(第二六二一号)

同(吉井英勝君紹介)(第二六二二号)

聴覚障害者のため、テレビなどの字幕・手話に関する著作権法の改定に関する請願(上原康助

君紹介)(第二六四六号)

同(齊藤斗志二君紹介)(第二六四七号)

同(山花貞夫君紹介)(第二六四八号)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

新学習指導要領の抜本的見直しに関する陳情書

(鳥取県八頭郡船岡町大字船岡五三九船岡町議会内坂本幸三)(第二三八号)

第六十一回国民体育大会誘致に関する陳情書

(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内石田一男)(第二三九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

○柳沢委員長 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)

本日の会議に付した案件

○柳沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたしました。奥田文部大臣。

文化財保護法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○奥田国務大臣 おはようございます。

このたび、政府から提出いたしました文化財保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、我が国の歴史、文化の理解のために欠くことのできないものであると同時に

に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであります。

所有者には、滅失、毀損した場合や現状変更を

しようとする場合等の届け出が必要となります。

が、文化庁長官は、現状変更の届け出があつた場合に、必要な指導、助言または勧告をすることが

できることとし、所有者の協力を得ながら適切な保存を図ろうとするものであります。

このほか、文化庁長官は、修理についての技術的指導を行うことや、所有者に対してお

現状等の報告を求めることととしております。

市町村の役割の明確化についてであります。

文化庁長官が行うこととされている重要文化財の現状変更の許可等について、都道府県の教育委員会に加えて、指定都市及び中核市の教育委員会に委任することができるよういたします。また、市町村の教育委員会に關し、文化財の保存及び活用について文部大臣または文化庁長官への意見具申や、文化財保護審議会の設置についての規定を整備するものであります。

第二は、指定都市及び中核市への権限委任及び改定都市及び中核市への権限委任並びに市町村の役割の明確化を図るとともに、規制緩和を進めるこ

とにより重要文化財等の活用の促進を図ることとしております。

第三次は、重要文化財等の活用の促進についてであります。

重要文化財の公開について、文化庁長官の承認を受けた博物館等の施設の設置者が展覧会を主催する場合に、公開の許可を要しないものとするなど、規制緩和を進めることにより、重要文化財等の公開の促進を図ろうとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしてしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成ください。

さいますようお願いいたします。

○柳沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。濱田健一君。

○濱田(健)委員 早朝より大変御苦労さまでござります。

社会民主党の濱田健一でございます。

参議院先議として衆議院に回されてまいりました文化財保護法の一部を改正する法律案。きょうの読売新聞「編集手帳」の中に、大阪の吹田市の江戸時代の建物が、すばらしい歴史的な価値を持つものなんですか? 何とか保存できないのか? という住民の方々が三万二千人の署名を集め市役所に陳情されたらしいのですが、制度的にもなかなかそれを保存する方向性が見つからないということで、ぜひこの制度化を急いでほしい、地域の文化遺産を守るために残された時間は本当に少ないというような文章が示されています。

本日午前中、非常に短い時間でけれども、出席の委員全員による真摯な討議の中で早急にこれを制度化していく方向で、補強的な意味をもつて三十分質問をさせていただきたいというふうに思っています。

○小野(元)政府委員 御指摘ございました昭和五十年の六月におきまして法改正をいたいたわけでもございませんけれども、ここで十項目の附帯決議がつけられていると思うのですが、約二十年間たった今日、その実効性についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、今回の改正が二十一年ぶりのものであるということです。一九七五年六月十七日に参議院の文教委員会において十項目の附帯決議が行われました。私どもとしては、これを十分尊重し、施策を推進しておるわけでござりますけれども、簡潔に御報告申し上げたいと思います。

まず第一点は、文化財の保護につきまして、「国民の理解協力を得るため、教育啓蒙活動を強化すること」という点でござります。

ましまして、文化財保護思想の仕組みあるいは文化財保護活動の現状、そういうものにつきまして

広報や普及活動を進めておるところでございま

す。文化財に対する国民の皆様の理解、文化財保護の考え方の普及の徹底ということで政策を進めさせていただいているところでございます。

第二点目は、埋蔵文化財の関係でございます。

いわゆる埋蔵文化財の破壊を防ぐために、法五十七条の五に基づきます停止命令、これは、いわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地でないところに緊急に何かが出てきた場合に停止命令をかけるという規定があるわけでござりますけれども、この規定について、十分な調査を行ふとともに、史跡の指定を期すべきだという御指摘でござります。この五十七条の五の停止命令につきましては、これは大変異例な事態でございまして、開発業者の方が文化財保護について考え方方が行政当局と全く違つてしまふ、そしてやむを得ず停止命令をかけなければいけないという事態でござりますけれども、幸運に今日までこの停止命令を出すというような事態には立ち至つております。したがいまして、開発業者の方の協力を求めながら、発掘調査を話し合いで実施をしていくということで進めてきております。

それから第三点目でございますが、国の機関等が行う発掘につきまして、文化庁長官が行う協議とかあるいは勧告について、その結果を公表しろという点でございます。

これは国の機関等が行います発掘についての特例でござりますけれども、この点につきましても、がなされております。私どもとしては、これを十分尊重し、施策を推進しておるわけでござりますけれども、簡潔に御報告申し上げたいと思います。

まず第一点は、文化財の保護につきまして、「国民の理解協力を得るため、教育啓蒙活動を強化すること」という点でござります。

ましまして、文化財保護思想の仕組みあるいは文化財保護活動の現状、そういうものにつきまして

ます。文化庁におきましては、全国の遺跡地図を作成いたしまして、こういった包蔵地の資料の整備と、それからこれを国民の皆様に知つていただく、周知徹底に努めておるところでございます。

それから五番目の、伝統的建造物群保存地区の決定と保存についての問題でございます。この五番目の御指摘は、経費の分担を含めて、国と県、市町村が協力してこれに当たるべきだという点でござります。

この点につきましても、附帯決議の趣旨をそのまま私は尊重しておりますところでございまして、伝統的建造物群の保存地区につきましては、保存計画の決定について、市町村が中心になるわけでござりますけれども、県も国もそれぞれ補助あるいは相談に乗つていくという形で、具体的にも、国庫補助要綱に基づきまして、国、県が事業費を分担補助する形で進めさせていただいておるところでございます。

それから六番目の、民話、民謡、郷土芸能、伝統工芸等の民衆文化と、それからアイヌの民俗文化等の保護につきまして、記録保存だけでなく特別の措置を講じるという点でござります。

最初の民話とか民謡、郷土芸能等でございますけれども、これも重要無形民俗文化財として指定をするということも進めておるわけでございまして、平成八年の二月現在で百六十九件指定をさせていただいております。それから平成七年度から民謡記録ビデオ作成事業という事業を実施をいたしております。それから、アイヌの民俗文化の保護につきまして、記録し、保存する事業を行つて、昭和五十年度にはこの専門職員の数が八百九十八名であったわけでござりますけれども、平成七年度には五千六百九十二名に増加をしております。体制を強化していただいているところでございます。こういった方々に対する研修等の充実につきましても、奈良国立文化財研究所等で実施をしておるところでございます。

市町村の役割の明確化という点につきましては、それから八番目に、文化財保護について、市町村の役割を明らかにして、関係職員の確保について配慮しろという点でございます。

市町村の役割の明確化といふ点につきましては、今回お願いしております改正法案の中におきまして、市町村の文化財の保存、活用について、国に意見提出ができる規定を置かせていただく、それから市町村の文化財保護審議会の設置について、ましても、市町村の文化財の保存、活用についての規定も整備させていただくということで、市町村が文化財保護に果たしている役割の大きさにかんがみまして、その明確化を図つてきています。それから、関係職員の確保につきましても、自治省に対し、地方財政措置の改善を毎年度要望しておるところでござります。

それから九番目に、文化財保存事業に対しまし

ます。まず一点目の文化財保存技術者の養成確保と処遇の改善でございますが、保存を図る必要のあるものにつきまして、選定保存技術という形で選定をさせていただいております。そして、その技術を持つ人や団体を保持者、保存団体ということで認定をさせていただいております。それから、昭和五十一年度から、後継者養成のための経費といふことで、保持者の方あるいは保存団体に対して補助を行わせていただいているところでございます。

それから、埋蔵文化財の発掘調査員等の養成確保と待遇の問題でござります。この五番目の御指摘は、経費の分担を含めて、国と県、市町村が協力してこれに当たるべきだという点でござります。

この点につきましても、附帯決議の趣旨をそのまま私は尊重しておりますところでございまして、伝統的建造物群の保存地区につきましては、保存計画の決定について、市町村が中心になるわけでござりますけれども、県も国もそれぞれ補助あるいは相談に乗つていくという形で、具体的にも、国庫補助要綱に基づきまして、国、県が事業費を分担補助する形で進めさせていただいておるところでございます。

それから六番目の、民話、民謡、郷土芸能、伝統工芸等の民衆文化と、それからアイヌの民俗文化等の保護につきまして、記録保存だけでなく特別の措置を講じるという点でござります。

最初の民話とか民謡、郷土芸能等でございますけれども、これも重要無形民俗文化財として指定をするということも進めておるわけでございまして、平成八年の二月現在で百六十九件指定をさせていただいております。それから平成七年度から民謡記録ビデオ作成事業という事業を実施をいたしております。それから、アイヌの民俗文化の保護につきまして、記録し、保存する事業を行つて、昭和五十年度にはこの専門職員の数が八百九十八名であったわけでござりますけれども、平成七年度には五千六百九十二名に増加をしております。体制を強化していただいているところでございます。こういった方々に対する研修等の充実につきましても、奈良国立文化財研究所等で実施をしておるところでございます。

市町村の役割の明確化といふ点につきましては、今回お願いしております改正法案の中におきまして、市町村の文化財の保存、活用について、国に意見提出ができる規定を置かせていただく、それから市町村の文化財保護審議会の設置について、ましても、市町村の文化財の保存、活用についての規定も整備させていただくということで、市町村が文化財保護に果たしている役割の大きさにかんがみまして、その明確化を図つてきています。それから、関係職員の確保につきましても、自治省に対し、地方財政措置の改善を毎年度要望しておるところでござります。

それから九番目に、文化財保存事業に対しまし

ます。広報や普及活動を進めておるところでございます。文化財に対する国民の皆様の理解、文化財保護の考え方の普及の徹底ということで政策を進めさせていただいているところでございます。

第二点目は、埋蔵文化財の関係でございます。

いわゆる埋蔵文化財の破壊を防ぐために、法五十七条の五に基づきます停止命令、これは、いわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地でないところに緊急に何かが出てきた場合に停止命令をかけるという規定があるわけでござりますけれども、この規定について、十分な調査を行ふとともに、史跡の指定を期すべきだという御指摘でござります。この五十七条の五の停止命令につきましては、これは大変異例な事態でございまして、開発業者の方が文化財保護について考え方方が行政当局と全く違つてしまふ、そしてやむを得ず停止命令をかけなければいけないという事態でござりますけれども、幸運に今日までこの停止命令を出すというような事態には立ち至つおりません。したがいまして、開発業者の方の協力を求めながら、発掘調査を話し合いで実施をしていくことについて進めてきておりました。

それから第三点目でございますが、国の機関等が行う発掘につきまして、文化庁長官が行う協議とかあるいは勧告について、その結果を公表しろという点でございます。

これは国の機関等が行います発掘についての特例でございますけれども、この点につきましても、がなされております。私どもとしては、これを十分尊重し、施策を推進しておるわけでござりますけれども、簡潔に御報告申し上げたいと思います。

まず第一点は、文化財の保護につきまして、「国民の理解協力を得るため、教育啓蒙活動を強化すること」という点でござります。

ましまして、文化財保護思想の仕組みあるいは文化財保護活動の現状、そういうものにつきまして

のいわゆる埋蔵文化財の包蔵地が周知されており努力を怠らぬという点でござります。

この点につきましては、全国的に三十七万カ所改善に努めろという点でござります。

それから七番目に、文化財の保存技術者それから八番目に、文化財保護審議会の設置について、ましても、市町村の文化財の保存、活用についての規定も整備させていただくということで、市町村が文化財保護に果たしている役割の大きさにかんがみまして、その明確化を図つてきています。それから、関係職員の確保につきましても、自治省に対し、地方財政措置の改善を毎年度要望しておるところでござります。

それから九番目に、文化財保存事業に対しまし

て、国と地方の財源を確保し、起債の充実を図れ  
といふ点でございます。

この点につきましても、文化財保存事業についての国の予算是、昭和五十年度約五十九億円だったわけでございますけれども、平成八年度は百八十六億円ということで、約三倍強にふやしていた  
だいでござりますけれども、地方公共団体におきます財源確保のために、交付税の改善を自治省にお願いしているところでございます。

最後に、法の運用に当たりまして、関係学会や文化財保護団体、地方公共団体の意見を十分尊重しろという点でございます。

文化庁に対して行われておりますいろいろな申請等につきましては、都道府県から進達をいただいておるわけでございますけれども、文化庁はそういった都道府県等の意見を十分尊重して処分を行つてきておるところでございます。それから、発掘調査等の補助枠の拡大等の要望につきましても、必要な額について要求をしてきておるところでございます。また、伝統的建造物群の保存地区の決定等につきましても、市町村が主体になるわけでございますけれども、県の意見を尊重しつつ、国としては適切な指導、助言を行つておるところでございます。

以上十点、さまざま点で御指摘をいただいておるわけでございますけれども、私どもいたしましては精いっぱい、この決議の具体的な中身につきまして努力をしておるということを御理解賜りたいと思うところでございます。

○濱田(健)委員 御丁寧な説明、ありがとうございます。

二十年間それぞれ努力をしていただいていると  
いうことを理解をしたいと思いますし、まだ足りない部分については今回の法改正でそれを補おう  
といふ御努力がなされているものというふうに理解をします。  
今話をしてくださいました一九七五年の附帯決議の前文のところに「埋蔵文化財包蔵地の発掘に関する許可制の実現」というのがうたわれているわけ

なんですが、この許可制というのは、具体的に考  
えられている制度はどんなものを意図していたん  
でしょうか。

○小野(元)政府委員 御指摘ございました許可制の実現の問題でございますけれども、これは十項目以外に前文のところで、昭和五十年の改正の際  
だいでござります。また、地方公共団体におきます財源確保のために、交付税の改善を自治省にお願いしているところでございます。

最後に、法の運用に当たりましては、関係学会や文化財保護団体、地方公共団体の意見を十分尊重しろという点でございます。

文化庁に対して行われておりますいろいろな申

請等につきましては、都道府県から進達をいただ  
いておるわけでございますけれども、文化庁はそ  
ういった都道府県等の意見を十分尊重して処分を

行つてきておるところでございます。それから、  
発掘調査等の補助枠の拡大等の要望につきまして  
も、必要な額について要求をしてきておるところで  
ございます。また、伝統的建造物群の保存地区の  
決定等につきましても、市町村が主体になるわ  
けでございますけれども、県の意見を尊重しつつ、  
国としては適切な指導、助言を行つておるところ  
でございます。

以上十点、さまざま点で御指摘をいただいて  
おるわけでございますけれども、私どもいたし  
ましては精いっぱい、この決議の具体的な中身に  
つきまして努力をしておるということを御理解賜  
りたいと思うところでございます。

○濱田(健)委員 御丁寧な説明、ありがとうございます。

二十年間それぞれ努力をしていただいていると  
いうことを理解をしたいと思いますし、まだ足り  
ない部分については今回の法改正でそれを補おう  
といふ御努力がなされているものというふうに理  
解をします。

今話をしてくださいました一九七五年の附帯決議の前文のところに「埋蔵文化財包蔵地の発掘に関する許可制の実現」というのがうたわれているわけ

ますので、その点は、大変困難でございますけれども、私どもとしては、調和を図りながら、事業者や国民の方の理解を得ながら埋蔵文化財の保護に適切な対応をしていかなければいけないというふうに考えておるとこでございます。

○濱田(健)委員 規制緩和の時代に、すべてのものを規制緩和していくことだけではなくて、規制の強化もある部分については必要だといふのはだれでも認識をするところであるんです。  
すと、問題点といたしましては、新しい規制をかぶせる、許可でございますから。一般的には禁止をしているのを解除するということでございます。

実は、この許可制につきましては、埋蔵文化財の保護について許可制にするということになりますと、問題点といたしましては、新しい規制をかぶせる、許可でございますから。一般的には禁止をしているのを解除するということでございます。

で、かなりな規制の強化になるという部分があ

るわけでございます。一方で、こういった許可制を設けるべきではないかという御指摘をいただきま

したのは、埋蔵文化財の保存のために、いろいろな包蔵地があるわけでございますけれども、それ

に對して許可制で大きな網をかぶせていく、そ

の趣旨としては、埋蔵文化財をきちんと守つていいための措置の一つとしてそういうことを検討し

るというふうに私どもは理解をしたのでございます。

実は、昭和五十年度から以降、開発事業が非常  
にふえてきておるわけでございます。例えば昭和  
五十年度は千八百六件でございましたけれども、平  
成六年では二万四千五百件もの工事件数があるわ  
けでございます。私どもとしては、発掘調査の必  
要な場合に、事業者の方と話し合をして、許可  
制という形ではなくて行政指導というような形で  
何とか埋蔵文化財の保存をきちんとしていかなけ  
ればいけないという観点でおるわけでございま  
す。

埋蔵文化財につきましては常に、開発との調和

ます。それで、その点は、大変困難でございますけれども、私どもとしては、調和を図りながら、事業者や国民の方の理解を得ながら埋蔵文化財の保護に適切な対応をしていかなければいけないというふうに考えておるとこでございます。

いわけでございます。私どもいたしまして、仮に事業者が何かの開発をなさる場合に発掘調査を円滑にやつていこうということで、実は現在、原因者負担ということで、話し合いによりまして、当該発掘をする事業者の方に文化財の重要性についてお話を聞いて理解をいたいた上で発掘調査をしていただいているということが現状でございます。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため答弁させていただきますけれども、いわゆる遺跡との調和というふうにまとめられていらっしゃるわけなんですけど、やはり後世に歴史的な遺跡を設けるべきではないかという御指摘をいただきましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

お話をございましたように、万が一にも調査をしないで工事をしてしまって、いうようなことがあつてはいけないわけでございます。私どもいたしましては、こういった点を周知徹底するため、都道府県それから市町村等につきまして、こういった文化財についての専門職員をふやすようお願いをしていくとともにやつております。

私どもとしては、むしろ現在の事業者側の理解と協力を得ることで文化財を保護するという基本を守りながら、そういうことについて御協力いたくようになります。開発との調和が図られるようできる限りの努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○濱田(健)委員 御検討よろしくお願ひいたします

次に行きますが、今回の改正では、いわゆる登録制度を建造物に限定して導入されようとしているらしいやるわけなんですが、本法案の附則第六項に明文化された十年後の有形文化財登録制度の検討という部分がございます。それについて、埋蔵文化財とか古文書、考古資料、美術工芸品等々、この適用の範囲を拡大していくという論議はなされなかつたのか、また、今後の展望はどういうふうにお持ちか、お聞かせください。

○小野(元)政府委員 今回、登録制度を建造物に限つて導入する。これをもつとほかの範囲にも広げるべきではないかという御指摘でございます。

実は私どもも、今回法案を提出させていただくに当たりましては、部内でさまざまな検討を行わせていただきたいわけでございます。その際に、建造物だけに限定すべきか、あるいはそれ以外の分野についても必要性のある分野があるのではないかということを真剣に議論をさせていただいだところでござります。最終的には、当面建造物に限つて登録制度の導入を行うということでお願いしているわけでございますが、その理由といたしましては、特に緊急の必要性がございます。近年の国土開発等に伴いまして、保存すべき建造物が社会的評価を受ける間もなく取り壊し等の危機を迎えるというのが一つ現状としてあるわけでございます。

それから、私どものバックデータいたしまして、近代の建造物について、文化庁あるいは関連の学会等で約二万五千件の候補物件をきちんと把

握をしておるということもございました。そういったことがございまして、当面建造物からスタートしようというふうに考えたわけでございます。

ただ、御指摘ございましたように、この登録につきまして、登録制度 자체は指定制度を補完する制度で、緩やかな保護措置を講ずるという制度でございますけれども、建造物の分野以外にも、こ

ういった法律に基づく登録すべきかどうかということについては議論があると思うわけでございまます。歴史資料でございますとか民俗文化財等につきましては、例えば文化庁でそういった台帳のようなものをつくつてそこに登録することで保護の進展が図られるというような部分も実はあるわけでございまして、こういった点も含めて、今後私どもとしては検討をしてまいりたいと思うわけでございます。

今回、例えは美術工芸品等について登録にしていないわけでござりますけれども、登録制度を導

入することによりまして、付加価値が生ずること

によりまして流動性が高くなつてしまつて所在がわからなくなつてしまふ、むしろ文化財保護に逆行することが予想される分野も実はあるわけでございまして、そういう分野等につきましては、登録制度を実施するというのは慎重な検討が必要であるうといふうに考えておるわけでございま

す。

○小野(元)政府委員 この登録制度でござります

けれども、お話をございましたように、緩やかな保

護措置ということで、事前に所有者の方の同意を得た上で、私どもとしては、文部大臣が文化財保護審議会に諮つた上で登録をしていくということになつるわけでございます。

いずれにいたしましても、こういった建造物、現在もそこに例えれば会社の本店が置かれておつた

り、あるいは居住者の方がそこに住んでおられる

というようなこともあるわけでございまして、使

いながら保存をしていただくことが、最終

的には近代の建造物等については最も保存がうまくいくのではないかと思うわけでございます。

いずれにしても、そういう観点で所有者の方に

登録についても十分な御理解をいただいて、それ

に対しては基本的に指導、助言、勧告という形

で緩やかなお願いをしていくというのが今回の登

録制度であるわけでございます。この趣旨を国民

の皆様に十分御理解いたくよう周知徹底を

図つて、私ども一応二万五千件の候補物件をリス

の届け出等が義務づけられる。現状変更する場合に、文化庁長官が必要な指導、助言または勧告すことができる。管理や修理については技術指導を行ふ、現状等の報告を求めることができるといふふうに、所有者が課せられる義務、必要性といふものも数多く盛り込まれているようござります。

これは、いわゆる町に埋もれた建造物を所有者と国が一緒になつて大事に守つていこうという趣旨の中では、お互いに協力し合わなければならぬといふことはわかるんですが、現実に所有していらつしやる方が、そういう義務とか届け出とか報告とかというものについて面倒くさいじゃないか、もう現状のままいいよというようなことにならないよう、やはりしっかりと論議をしていく必要があると思うのです。その辺について、役所としてはどういう手立てを講じながら登録制度推進の方向に持つていくのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 この登録制度でござります

けれども、お話をございましたように、緩やかな保

護措置ということで、事前に所有者の方の同意を得た上で、私どもとしては、文部大臣が文化財保護審議会に諮つた上で登録をしていくということになつるわけでございます。

いずれにいたしましても、こういった建造物、現在もそこに例えれば会社の本店が置かれておつた

り、あるいは居住者の方がそこに住んでおられる

というようなもあるわけでございまして、使

いながら保存をしていただくことが、最終的には近代の建造物等については最も保存がうまくいくのではないかと思うわけでございます。

いずれにしても、そういう観点で所有者の方に

登録についても十分な御理解をいただいて、それ

に対しては基本的に指導、助言、勧告という形

で緩やかなお願いをしていくのが今回の登

録制度であるわけでございます。この趣旨を国民

の皆様に十分御理解いたくよう周知徹底を

図つて、私ども一応二万五千件の候補物件をリス

トアップしておるわけでござりますけれども、緊急にその一割については登録を実施していきたいと考えておるわけでございます。

現時点での登録された場合のメリットにつきま

しては、固定資産税が家屋について二分の一以内の軽減、それから地価税が二分の一の軽減、あと低利融資があるわけでございますけれども、来年度予算におきましては、これにプラスをいたしまして何らかの補助ができるような制度を検討した

いというふうに思つております。

これは、いわゆる町に埋もれた建造物を所有者と国が一緒になつて大事に守つていこうという趣旨の中では、お互いに協力し合わなければならぬといふことはわかるんですが、現実に所有していらつしやる方が、そういう義務とか届け出とか報告とかというものについて面倒くさいじゃないか、もう現状のままいいよというようなことにならないよう、やはりしっかりと論議をしていく必要があると思うのです。その辺について、役所としてはどういう手立てを講じながら登録制度推進の方向に持つていくのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 この登録制度でござります

けれども、お話をございましたように、緩やかな保

護措置ということで、事前に所有者の方の同意を得た上で、私どもとしては、文部大臣が文化財保護審議会に諮つた上で登録をしていくということになつるわけでございます。

いずれにいたしましても、こういった建造物、現在もそこに例えれば会社の本店が置かれておつた

り、あるいは居住者の方がそこに住んでおられる

というようなもあるわけでございまして、使

いながら保存をしていただくことが、最終的には近代の建造物等については最も保存がうまくいくのではないかと思うわけでございます。

いずれにしても、そういう観点で所有者の方に

登録についても十分な御理解をいただいて、それ

に対しては基本的に指導、助言、勧告という形

で緩やかなお願いをしていくのが今回の登

録制度であるわけでございます。この趣旨を国民

の皆様に十分御理解いたくよう周知徹底を

図つて、私ども一応二万五千件の候補物件をリス

それで、やはり大学や大学院の工学部、建築士の皆さんとか美術の方で建築に詳しい方とか、そういう皆さん方を地方の教育委員会、都道府県の教育委員会等にしっかりと採用していく方向性というものが必要じゃないのか。いわゆる文化財保護主義という制度、これらについて文部省としてはどうのようなお考えを持っていらっしゃるかをお聞きいたしたいと思います。

○小野(元)政府委員 文化財関係の専門職員は各都道府県でもかなりの数を置いていただけておりまして、都道府県全体で文化財保護の行政担当職員が平成七年五月現在で二千九百八名いらっしゃるわけでございます。ただ、その中には、御指摘ございましたように、建造物関係の専門的な方というのは非常に少のうございます。私たちの調査では六府県四十四人にとどまっております。お話をございましたように、これからこの登録制度を実施していくためには、そういう専門家の方をふやしていくことも必要だと私どもは思っております。

そういうこともございまして、文化庁といいたしましても、全国各地に建造物はあるわけでございまして、そういう専門的な知識を持つていておりますので、そういうお願いをいたしまして、御助言をいただいたり、あるいは現実の建造物についてお調べいただきたいというようなことを文化庁としていろいろなお願いをいたしまして、御理解賜りたいと思います。

○山口(那)委員 省としてこれから強力にこれを実施に移していく立場で、文部省としてこの法律改正に臨まれる、これが成立した場合は、当該都道府県等の意見を聞いて適切に対応しようということをございました、私どもといたしましても、そういう専門の方に御協力いただきたいと思います。ただし、御指摘ございましたように、橋樑等に移す、移築をするという御方針をお決めに点だけ質問をさせていただきたいと思います。

○濱田(健)委員 時間が来ましたので、最後に一

文化財保護審議会の問題なのですが、私たちの県、鹿児島では、三年前の洪水によりまして、五つの石橋のうち二つは流失し、三つはもう取り崩してしまったわけなのです。最後に取り崩した西田橋という橋については、国の重要文化財に指定されました。私は、この橋については、国が重要文化財に指定するにあつてこそ文化財的価値があるというふうに思つておつしやっていたというふうに思つてます。

○小野(元)政府委員 文化財保護審議会は、いわゆる治水のために別のところに移してもらわなければならぬ表現をされました。その意味は、その位置にあってこそ文化財的価値があるということをおつしやつてました。

が、いわゆる治水のために別のところに移しても文化財的な価値は変わらないということで移すことにして決定をしているわけでございます。文化財とともに決定をしてるわけでございます。文化財としあげたままに保存するためには、ある意味でそれはできないのかというのが一点。

それと、審議会は、いわゆる諮問行政の中で、諮問されなければこのような重大な問題について審議ができる。自分たちの方から、今鹿児島に残さなければならぬ歴史的なものを審議して、簡単に動かしてはいけないのだよというような論議をする制度にはならないのかどうか。

○小野(元)政府委員 それと、審議会は公開の原則の中で行われるべきであるのではないかということを文化庁としてお聞きをいたしまして、最後に、大臣はどのようにお答えかをお聞きし、最後に、大臣の今回の法律改正に臨むべき立場で、文部省としてこれから強力にこれを実施に移していくかの前向きなお気持ちをお聞かせいただきたいと仰ふうに思います。

○山口(那)委員 最初にございました鹿児島市具体的な橋の問題でございます。

これは確かに、御指摘ございましたように、橋も文化財でございますから基本的にはその場所で保存をしていくことが最も望ましいわけでございます。ただ、県でいろいろ御検討をいたしました場合に、洪水等の安全性の検討が行われたわけでござりますけれども、安全性の観点から現地での保存が困難などいうことで、やむを得ず違う場所、公園等に移す、移築をするという御方針をお決めに

なつたというふうに聞いているところでございます。

私どもといたしましては、文化財はできる限りその場所で保存するのが最も望ましいわけでござりますけれども、それ以外の要素でどうしてもやむを得ない場合には、次善の策として、公園な公園というところで、そこできちっと保存をしていくことにも一つの方法ではないかと考えているところでございます。

○奥田国務大臣 個別の案件につきましては今次長が答弁をしましたとおりでありますけれども、一般的には諮問に応じて審議をするということだけではなくて、やはりみずから建議をするということも、私は両面を備えておるというよう理解をいたしております。

それから、情報公開についてでありますけれども、去年の九月の閣議決定で、できるだけ情報公開するようにというような決定がござりますので、それを尊重いたしまして、議事録の要旨は公開しております。御理解賜りたいと思います。

○柳沢委員長 次に、山口那津男君。

○山口(那)委員 山口那津男でございます。

文化財保護法の一部改正案につきまして、若干の質問をしたいと思います。

今回、登録制度を建造物について導入することによって緩やかな保護を図ろうとする、この目的と制度を導入したことについては大いに評価されてしまうべきだらうと思います。この制度によりまして、これまで文化財としての価値を公に認知されていなかつたものが初めてそういう認知に至る、こういうことは実際に起きると考えてよろしくなつたよといつたことがあります。

○小野(元)政府委員 この登録につきましては、この登録制度がどういう面で公示の機能を果たすのか、この点、念のため伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 この登録につきましては、この登録制度がどういう面で公示の機能を果たすのか、この点、念のため伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 この登録につきましては、この登録につきましては、登録されるれば官報で公告して一般の国民の方にも御周知をいただくということがございます。それ以外にも、私どもといたしましては、この法律をお認めいただきまして、この登録制度の趣旨について幅広く周知徹底を図つて、国民の皆様方の理解を得るべく努力をしてまいりたいといつたふうに考えております。

○山口(那)委員 従来余り議論されてこなかつた問題であり、かつまた議論する実益があるかどうかかも怪しいところではあるのですが、一点だけ伺いたいと思います。

たすことがあります。一方、建造物であり、近代の建築物も含むということになり、そして新たに文化財として認知されるに至る、こういう制度の可能性を含んでいるところからしますと、不動産登記制度という一般的な公示制度との関係というものが議論されたのかどうか。私は、公示という面からすれば一覧的なものの方が望ましいと思うのです。例えば、不動産登記簿の中にそういう文化財保護の登録がされている旨が表示されるということが考えられていいのかなと思います。ただ、不動産登記制度そのものの目的とはまた異なるところもございますし、その点は一考を要するところだらうと思います。いずれにしても、この文化財保護の登録の対象が処分を予定しておりますし、また改造等も予定されているところから、その点についての御検討がなされたのかどうか、あるいはなされる必要性があるとは考えていいのかどうか、この点、念のため伺いたいと思います。

○小野(元)政府委員 私どももいたしましては、この登録建造物に登録された場合に、そのこと自体をいわゆる不動産登記、法務省の登記の関係で明らかにするということは考えておりません。

ただし、お話をございましたように、登録文化財であるということを国民の皆様にも知つていただきたい、その価値を活用していくなどということの大変重要なことだと思っておりまして、私どもとしては登録原簿の一覧というものを作成したいと思つておりますし、それから具体的な登録された建造物につきましては、補助制度等を設けまして、登録証といいますかブレートといいますか、登録された建造物であることがわかるような証票をつけていただきたいということで、国民の皆様にも広く知つていただく努力をしていきたいというふうに考えておるとこでございます。

○山口(那)委員 その他の文化財保護については同僚委員の質問に譲りたいと思います。

この養護教育については、関係者の非常な努力によりまして年々充実してきているところありますけれども、その中で訪問教育を受けるという対象の方がいらっしゃいます。これは義務教育の課程、小中の課程ではこういう機会が保障されておりまして、そのような制度は完備しているわけあります。年々この対象者というものが減つてはきているのですが、今なお平成七年の中学在籍者というのは一千名を超える、こういう状況であります。

○遠山政府委員 お答え申し上げます。

他方、これら障害を持たれた方にに対する施設の充実とかあるいは通学の便宜とか、そういう努力もなされてきているところであります。これ

は両々相まってこれらの教育の充実を期する、こ

ういうことになるわけであります。

そういう努力にもかかわらず、なお一千名以上

の訪問教育の対象の方が中学部でいる、小学校で

はもつと多いわけであります。この訪問教育を受けざるを得ないという実情について御説明をい

ただきたいと思います。

○遠山政府委員 お答え申し上げます。

訪問教育というのは、児童生徒の心身の状態が

通学に耐えないということで、家庭において、そし

て教員の派遣を受けて教育を受ける、こういう制

度でございまして、通学可能な子供については小

中學部についてはすべて通学しているというぐ

ろでございます。

現在の制度では訪問教育については高等部につ

いて制度化されておりませんので、正式な形で高

等部について訪問教育は実施されておりません。

○山口(那)委員 高等部が設置されていないところもある、設置されたところであっても訪問教育

は制度化されていない、こういう実情であろうと

思つてます。しかし、中学まで訪問教育を受ける

べき対象であつた方が、卒業をされてそれ以外の

方法で教育を受けられるというように、にわかに

そう転換するはずはないのであります。やはり

中学卒業後も訪問教育を受けられる道といふもの

が制度として存在しないのは私はおかしいのでは

ないかと思うのですね。それらの施設やあるいは

訪問教育に携わるような人を養成するという面で

進んでいない現状があるということはあり得るか

もかもしれませんけれども、制度として訪問教育の仕組みをつくっていない、これはおかしいのではな

いかと思うのですが、この点いかがですか。

○遠山政府委員 高等部につきましては現在義務

学校教育を行つてゐるものでござります。

○山口(那)委員

そういう方々が少なからずいらっしゃる。この方々が中学を卒業した場合に、高等

部の教育を受けたい、こう願つ場合もあるだろう

と思いますが、この方々に対しても高等部におい

てはどのような対応がなされているのでしょうか。

端的に聞きますと、その訪問教育ができるようになつてゐるかどうか。

○遠山政府委員 現在、養護学校の中学校部を卒業した子供たちのうち、大体八二%が高等部へ進学している状況にございます。したがいまして、現在在中部にいる人のうち、まだ高等部が設置されていないために高等部へ進学できないという子供が一%ちょっとといふ状況にございますので、高等部を設置して、高等部に通えるよう子供たちに進学の機会を与えるということをまず第一に考えて、そちらを優先して、県の方に養護学校の高等部を設置するよう促進を働きかけています。

現在の制度では訪問教育については高等部につ

いて制度化されておりませんので、正式な形で高

等部について訪問教育は実施されておりません。

○山口(那)委員 高等部が設置されていないところもある、設置されたところであっても訪問教育

は制度化されていない、こういう実情であろうと

思つてます。しかし、中学まで訪問教育を受ける

べき対象であつた方が、卒業をされてそれ以外の

方法で教育を受けられるというように、にわかに

そう転換するはずはないのであります。やはり

中学卒業後も訪問教育を受けられる道といふもの

が制度として存在しないのは私はおかしいのでは

ないかと思うのですね。それらの施設やあるいは

訪問教育に携わるような人を養成するという面で

進んでいない現状があるということはあり得るか

もかもしれませんけれども、制度として訪問教育の仕組みをつくっていない、これはおかしいのではな

いかと思うのですが、この点いかがですか。

○遠山政府委員 おつしやることはよくわかります。私ども、ずっと高等部について設置にこだわつて、訪問教育を絶対やらないということではございませんで、現在高等部があれば高等部に通学できる、そういう子供たちの教育を受ける機会をまず最優先して高等部の設置を促進していく、こういうことでござります。

訪問教育については、制度をつくればすぐ実施

できるということではございませんで、学習指導

要領を改訂する必要もござりますし、それから行

財政措置をあらかじめ講じておく必要がございま

すので、そういう準備を行つ必要があるというこ

とでございます。

○山口(那)委員 今、訪問教育をやるなという趣旨ではないというお話をありました。そして、高等部を設置して通学の機会を与えることを優先するというお話ですが、既に設置されたところについては訪問教育の機会を順次施していくべきじやありませんか。先ほど、高等部が設置されたいところが八割近くになる、こういうお話をしました。ですから、そういう地域については訪問教育の制度をどんどん実行してしかるべきじやありませんか。それが指導要領等制度的な準備ができるところが八割近くになる、こういうお話をいたしました。ですから、そういう地域については訪問教育の制度をどんと実行してしかるべきじやあります。

賢明な文部大臣はよく御承知かと思います。それで、私事で恐縮でありますけれども、私の母親は長い間小学校の教諭をやっておりました。普通の学校の教諭を長くやったわけですが、晩年、病弱学級、大きな総合病院の中に設置された病弱学級というところの担任をしたわけですか。ネフローゼや白血病等難病の方々が多くて、余命幾ばくもない、そういう方もいらしゃる。そういう子供たちを同じ教室の中で教えていくわけになります。そして、残念ながら、闘病のかいもなく亡くなっていく方を目の当たりにする。しかし、そういう子供たちに対してもやはり教育の機会を保障し、そして親たちをも巻き込んで、そのわずかな人生の充実を期するために多くの方が懸命に努力しているわけです。そうした意味では、訪問教育を待ち望む方々というのが少なからずいる。しかし、そう大勢の方ではないはずであります。ですから、これらの方々に教育の機会を保障する。そういう意味で、まず制度を開いて、そしてまた具体的に実施をしていく、こういう決断が必要なのではないかと私は思っています。

大臣のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○奥田国務大臣 既に局長からお答えしましたところ、これまでの文部省の基本的な考え方としましては、現在、中学校からの進学率が八二%余り、それがもう一割ぐらいアップになれば、そこで訪問教育を考えてみよとかなど。決して訪問教育を検討していかなかったというわけではない、しかし、高等部を設置して通学の機会を与えることを優先するというお話ですが、既に設置されたところについては訪問教育の機会を順次施していくべきじやありませんか。先ほど、高等部が設置されたいところが八割近くになる、こういうお話をいたしました。ですから、そういう地域については訪問教育の制度をどんと実行してしかるべきじやあります。

もう一遍、この際地方の教育委員会とも、先生たちの御提案でございますから、どこの地域ではどの程度そういうものがあるのか、実態を把握しまして、前向きに取り組むよう、まず基礎的な調査から始めてみたいと思っております。

○山口(那)委員 義務教育課程での数字というものは把握されているわけでありますから、ぜひともこれをもとに前向きの制度を考えていただけみたい。ゆめゆめ、文部省の指導要領にないから我が自治体ではやりません。こういうことはあってはならないだろう、こう思いますので、ぜひ御努力を期待したい、こう思います。

さて、次に、いじめの問題について御質問いたします。

先ごろ文部省の側である研究機関を通じて行われたアンケート調査を行った、こう伺つております。この調査の結果、いろいろと評価があるわけありますけれども、一つは、いじめられる対象になる子供さんたちは相当心の痛手、傷を負つている実態がある。そしてまた、先生が期待をされながら、教師先生方がかかわっていじめを解決していくという結果に意外と結びついでいる嫌いがある。それから、家庭における親のかけわり方といふものも、意外と親の認識の方が薄かつたりする場合もある。こういう結果が見てとれるようであります。

まず、この調査結果の評価、そしてこの結果をこれから、子供の関係、子供たち同士の関係でござりますが、これは非常に流動的でございまして、いじめた子は普通のつき合いであったというのが三・四割、それから仲のよい友達であったというのが二割くらいある状況でございまして、友人関係が非常に流動的で変化しやすいということが浮かび上がっているわけでござります。

文部省としましては、専門家会議におきましてこのアンケート調査の結果を詳しく分析をして、このデータをもとにどのような対応策をとつたらいいかということを真剣に検討していただいているとあります。この専門家会議の結論がまとまり次第、その線に沿つて、文部省としては積極的な取り組みを行つてまいりたいと考えております。

例え、九割の先生がいじめは絶対許さないという認識を持つている一方で、二割くらいの先生がいじめは成長にとって必要な場合もあるとうような、いじめに対して甘い認識を持っているという点は問題であろうという観点であります。今後さらに指導を徹底すべきものだと考えております。

それから、家庭の関係でございますが、家庭においても保護者が子供のいじめを見過ごしがちであるということをございまして、保護者のうち、実際に子供がいじめられているのに、小中学校では約八割の親がそれを気づいていない、高校では約六割の親がそれを気づいていない、そういう実態があるようでございます。

それから、家の生活が楽しくないとらえている子供にいじめの体験が多くなる傾向があるようです。この調査の結果、いろいろと評価があるわけありますけれども、一つは、いじめられる対象になる子供さんたちは相当心の痛手、傷を負つている実態がある。そしてまた、先生が期待をされながら、教師先生方がかかわっていじめを解決していくという結果に意外と結びついでいる嫌いがある。それから、家庭における親のかけわり方といふものも、意外と親の認識の方が薄かつたりする場合もある。こういう結果が見てとれるようであります。

まず、この調査結果の評価、そしてこの結果をこれから、子供の関係、子供たち同士の関係でござりますが、これは非常に流動的でございまして、いじめた子は普通のつき合いであったというのが三・四割、それから仲のよい友達であったというのが二割くらいある状況でございまして、友人関係が非常に流動的で変化しやすいということが浮かび上がっているわけでござります。

文部省としましては、専門家会議におきましてこのアンケート調査の結果を詳しく分析をして、このデータをもとにどのような対応策をとつたらいいかということを真剣に検討していただいているとあります。この専門家会議の結論がまとまり次第、その線に沿つて、文部省としては積極的な取り組みを行つてまいりたいと考えております。

○山口(那)委員 法務省に伺います。

人権擁護局において、同じく最近いじめについても、担任が対応した結果、半数近くがいじめが解決をしたということは評価できるところでございますけれども、先生の方でもいじめに対する基本的な認識に不十分なところが見られることがあります。これは非常に残念でございます。

例えば、九割の先生がいじめは絶対許さないという認識を持つている一方で、二割くらいの先生がいじめは成長にとって必要な場合もあるとうような、いじめに対して甘い認識を持っているという点は問題であろうという観点であります。今後さらに指導を徹底すべきものだと考えております。

それから、家庭の関係でございますが、家庭においても保護者が子供のいじめを見過ごしがちであるということをございまして、保護者のうち、実際に子供がいじめられているのに、小中学校では約八割の親がそれを気づいていない、高校では約六割の親がそれを気づいていない、そういう実態があるようでございます。

それから、家の生活が楽しくないとらえている子供にいじめの体験が多くなる傾向があるようです。この調査の結果、いろいろと評価があるわけありますけれども、一つは、いじめられる対象になる子供さんたちは相当心の痛手、傷を負つている実態がある。そしてまた、先生が期待をされながら、教師先生方がかかわっていじめを解決していくという結果に意外と結びついでいる嫌いがある。それから、家庭における親のかけわり方といふものも、意外と親の認識の方が薄かつたりする場合もある。こういう結果が見てとれるようであります。

まず、この調査結果の評価、そしてこの結果をこれから、子供の関係、子供たち同士の関係でござりますが、これは非常に流動的でございまして、いじめた子は普通のつき合いであったというのが三・四割、それから仲のよい友達であったというのが二割くらいある状況でございまして、友人関係が非常に流動的で変化しやすいということが浮かび上がっているわけでござります。

文部省としましては、専門家会議におきましてこのアンケート調査の結果を詳しく分析をして、このデータをもとにどのような対応策をとつたらいいかということを真剣に検討していただいているとあります。この専門家会議の結論がまとまり次第、その線に沿つて、文部省としては積極的な取り組みを行つてまいりたいと考えております。

○坂井説明員 お答えいたします。

今回のアンケート調査を実施した趣旨、目的をまず御説明しておきたいと思いますけれども、近時いじめを初めとする子供の人権問題、これが大きな社会問題となっている。そこで、小学校五年生、六年生を対象としまして、現在の小学生がいじめあるいは不登校などの子供の人権にかかわる身近な問題についてどのように考えておられるか、その実態を把握するために実施したものでございます。

調査結果によりますと、今までにいじめを受けたことがあると答えた児童、これが全体の四二・二%、あるいはいじめを受けても我慢していると答えた児童、これが三一%以上、このようないじめが深刻な問題であることが改めて明らかになつたものと評価しております。

次に、法務省の取り組みでございますが、法務省では、いじめなどの子供の人権問題につきまして積極的な啓発活動を行つております。それとともに、具体的な事案につきましては、人権相談あるいは人権侵犯事件として積極的に取り組んできただところでございます。特に本年度におきましては、「子どもの人権を守ろう」、サブタイトルを「いじめ」しない・させない・見逃さない、これを年間の啓発活動重点目標に定めています。

同時に、子供の人権問題を専門的に取り扱う子どもの人権専門委員、この方々とともに子供の人権問題についての取り組みを強化したところでございます。

今回の調査におきまして、特にいじめが深刻な

問題であることが改めて判明したことを踏まえまして、今後とも子供の人権問題の解決に向けて、より一層積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○山口(那)委員 法務省サイドとしては、その目的に従つてぜひ頑張つていただきたいと思うわけあります。

私は同時に同じような関心対象について調査がなされたということありますので、大臣、私はこの法務省の調査結果も文部省の今後のいじめ対策に大いに参考になる部分があるだろうと思いま

すので、ぜひ文部省の調査の評価検討の際にも、この法務省の調査結果等も生かすようなそういう御努力を賜りたい、こうお願い申し上げます。

そこで、文部省の調査に基づいて、親子の触れ合いがいじめの解決に効果があるだろう、こういう御認識のもとに大臣は経済界の方と意見交換をされた、こう報道されています。こういうことも大きいにやるべきだと私は思うんですね。そうした中で、労働時間の短縮が親子の触れ合いを促進する、こうお考えになつておられるだらうと思います。そうであるならば、大いに社会全体としてそういうものを促進する中で親子の触れ合いの場を広げる。同時にまた、学校制度の中でも学校五日制というものを、これらの観点からもつと早期に促進する必要もあるのではないかと私は思うわけですね。このいじめ問題の解決、こういう視点から労働時間の短縮あるいは学校五日制の促進というものについて、大臣のお考えを承りたいと思います。

○奥田国務大臣 学校五日制につきましては、今中央教育審議会で将来の教育のあるべき姿、方向、こういうものを検討していただいておりまして、近く答申がいただけるようございまして、そしてその中の大きな柱として学校五日制が入るような、そういう御論議の様子だと承つておるわけです。時代の趨勢がそこにありますならば、やはりゆとりある教育、そして文部省としてもそれを受け

て具体的に対応策を考えいかなければならぬわけでありますけれども、御承知のとおり今、月二回五日制をとつておるわけですね。そこで現在の学習指導要領というのは手いっぱいの状態でござります。したがつて、五日制をとりますならば、指導要領、教科書、すべて変えていかなければなりませんから、中教審から答申をいたしましても、

その方の作業を教育課程審議会の方で御論議をいいます。したがつて、五日制をとりますならば、指導要領、教科書、すべて変えていかなければなりませんから、中教審から答申をいたしましても、では家庭とか地域社会の受け皿づくりも大変必要だと思います。したがつて、五日制をとりますならば、指導要領、教科書、すべて変えていかなければなりませんから、中教審から答申をいたしましても、

ただかなければならぬ。これはこれで一つのルールがあるわけで作業をいたしますけれども、一方では家庭とか地域社会の受け皿づくりも大変必要だと思います。したがつて、五日制をとりますならば、指導要領、教科書、すべて変えていかなければなりませんから、中教審から答申をいたしましても、

まだ、地域社会におきましても、いろいろとボラ

ンティア活動がこのごろ活発になつてきておりま

すから、実際のところはちょっと弱つたわけでござります。探せども、なかなか文化庁が発行さ

れておりますところがないものでございますか。文化財についての本はないかと見に行つたわけ

すから、実際のところはちょっと弱つたわけでござります。探せども、なかなか文化庁が発行さ

れておりますところがないものでございますか。文化財についての本はないかと見に行つたわけ

すから、実際のところはちょっと弱つたわけでござります。探せども、なかなか文化庁が発行さ

れておりますところがないものでございますか。文化財についての本はないかと見に行つたわけ

すから、実際のところはちょっと弱つたわけでござります。探せども、なかなか文化庁が発行さ

うことを非常に不思議に思ったものですから、ちょっととお聞かせをいただきたい。

○小野(元)政府委員 私ども文化庁といたしましたが、私どもの施策について国民の皆様に理解をいただき、あるいは都道府県や市町村の職員の方々に理解をいただくというのは大変大事なことだと思つております。

実は、私どもの出版物いたしましては、単行本ではございませんけれども、毎月「月刊文化財」というものを出させていただいておりまして、これは各博物館でございますとか美術館その他にも、教員委員会等にお配りをしているわけでございます。それからもう一つは、「文化庁月報」というものも出してございまして、先生御指摘ございましたように、やはり今、政府として、文化庁として取り組んでいる施策について国民の皆様に御理解いただくというのは非常に重要なことだと思います。

それから、単行本いたしましては、先生ごらんにいただきまして見つからなくて恐縮でございますけれども、例えば、国宝や重要文化財の建造物の目録といったようなものもつくっておりまして、こういったものがあるので国民の皆様にぜひ御理解いただこう、まだ余りばつとしないではないかというおしゃりをいたなくかもしませんけれども、施策についてはきちんと国民の皆さんに御理解いただこうと思っているのでござります。

それから、もう一つ新しい話いたしましては、文化財や文化についての情報システムを構築いたしました。コンピューター等を通じまして、いろいろな美術館の情報でございますとか博物館の所蔵品の情報、そういうものができるだけ公開をして、皆さん方に御理解いただこうということです。またまお見つけいただけなくて大変残念でございますけれども、私どもとしても、そのことは大変大事だということは思つているのでございまして、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 出していただきておりましたらそれでいいわけですが、書店に参りましたが、書店の中が開け生活が便利になることが文化・角川でもあります。しかし、文部省といいますのは、思いましたのは、他のところにはたくさん的人がいたまま、本当に押しのけて見ないと見られないほどたくさんの人がありますのに、文部省のところはがらっとしておるのですね。だれもそこに立ちどまつていらない。ましてや、そのだれもいないところで、文化庁なる文字は目を丸くして探さないと出てこないというようなことは、ちょっとこれは残念だ。文化ということについて大事だということはみんなわかっているけれども、あるいは文化財ということについては大事だということはわかっているけれども、関心が薄いことだけは確かだと思うのです。もう少しみんなにPRしなければいけない。他の省庁があれだけたくさん書物を出しておみえになるわけでありますから、もう少しPRもしてもらいたいというふうに最初にお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、これはいかぬと思いまして紀伊國屋に参りました。文化に關係しております本のところに参りましたら、ここはやはり文化にかかわる本はたくさん出ております。しかし、文化庁から出でるものはやはりそこにもございませんでした。それ以外の文化にかかわります本は、例えば文化人類学でござりますとか比較文化論でござりますとか、あるいはまた言語と文化でござりますとか記号と文化でござりますとか、さまざまなる本がたくさん出ておりまして、五、六冊ぱらぱらと目を通していただいたわけでござります。

もう一つ私は思いましたのは、こういう文化にかかわります本の中に言葉、言語に関する本がありますね。また、文字に対しても非常にたくさん取り上げられている。ところが、文化財といふ文化にかかわります本の中には言葉とか文字というものは出てこないのですね。また、文字に対して非常にたくさん書き記されたものが、そのこと自体が文化財としている日本の中にもさまざま、このまま置いておきましたらなくなりそうな言葉というのはあるのだろうと思うのですが、そうしたものは一本文化財にはならないのか。音楽というのはあるわけですね。けれども、言葉というのはならないのか、あるいはなつてあるけれども私が知らないのか。これもちょっと疑問に思つたのですから、本論に入ります前にちょっとお聞きをしておきたいと思います。

そんなさまざまなことを思いましたので、大臣からも何か感がございましたらひとつお聞きをしたいと思います。

○奥田国務大臣 確かに予算的に、文部省の予算といいますのは五兆七千五百億円ほどありますけれども、その中の七七・四%は義務的な経費でござりますから、政策的な経費といふのは非常に窮屈でございます。しかし、文部省といいますのは、書店のものを引きましたら、世の中が開け進むことと書いてある。文化財は、世の中が開け進む過程で生み出されたものと書いてある。それでは、とか文字というのは、これは大変大きなもので、大きな影響を与えたことだけは間違いないわけですか。

しかし、文化財保護法を見ましても、この法律の第二条に「文化財」というのがございますが、その中に「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書」、こういったものがございます。古文書といふような形では出でますけれども、あるいは字でも、書いたものというのは一つの文化財としてあります。しかし、文化財といふのは言葉といふのは文化財に入つてない。それは消えてなくならないからかな。そうすると、なくなりそうなものが文化財になるのかな。しかし、それも定義としてはいささかおかしいなという氣もするわけでございます。これは、文化庁が出ておみえになります書物が少ないことから、そんなことまで私の思いは至つたわけでござります。

例えば言葉でも、琉球語でござりますとか、あるいは日本の中にもさまざま、このまま置いておきましたらなくなりそうな言葉というのはあるのだろうと思うのですが、そうしたものは一本文化財にはならないのか。音楽というのはあるわけですね。けれども、言葉というのはならないのか、あるいはなつてあるけれども私が知らないのか。これもちょっと疑問に思つたのですから、本論に入ります前にちょっとお聞きをしておきます。

いずれにいたしましても、先生御指摘ございました文化庁の施策を国民の皆様にもう少しきちんと御理解をいただき、あるいは文化の政策あるいは文化財、それにつきまして、国で今行つておりますことを御理解をいただきとともに、そういうふたことについていろいろな御批判があればそれも承ります。行政としては国民の期待に沿う

べき姿を追求していかなければならないと私どもは思つておるのでございます。

いずれにいたしましても、文化とはこういうものだということで文化庁が役所として示すというのも反発があることも事実でございますけれども、

自体は非常に幅広いものでございますけれども、その中で私どもとしては予算もお願ひし、あるいは施策のP.R.といったこともきちんと行つてしまつたというふうに考へてゐるところでございます。

○坂口委員 皆さん一生懸命やつておみえになることはよくわかりますけれども、研究者がいわゆる文化論などの中で一生懸命研究なさっている範囲の中、多くの人が取り上げておりますようなところが文化財として指名する中に入つていなさいといふことについて、少し私は今疑問に思つたものですから、指摘をさせていただいたわけあります。

アイヌ語でありますとか琉球語でありますと

か、そうした言葉も語られてこそ生きた言葉でありまして、そうしたことはこのまま置いておいて

一体続いていくのだろうか。そうしたことは学者の皆さんに任しておいていいのだといふに

言つてしまつていいのか。文化財とは何かといふことは言葉といふものは文化財の中には入らないのか。この辺のところも、文化財とは何かといふことについて一遍原点に返つて考へていただき、あるいは整理をしていたく必要があるのでないだろうか。その辺をひとつお願ひをしておきましたし、本日のこの法案にかかわります具体的な問題に入らせていただきたいと思います。

先日、NHKの映像で、ある古い寺院の再建をされますのに必要なくぎを一本一本つくつておみえになります方の映像がございました。何か八千本からくるぎを一本一本おつくりになつてお納めになつた御苦勞が放映されました。古い時代に使われましたときを集めまして、そしてそのくぎを溶かして、もう一度そのくぎの鉄の組成を調べて、同じ組成のものをつくり上げて、そしてまた一本

一本新しいくぎにそちらつくり直していく、その再建にこのくぎをふいごで吹きながらつくり上げていく、そういう映像でございまして、非常に感銘を受けて私見せていただいたわけでござります。

今回いただきました資料を拝見をいたしまして

かもしだせませんけれども、保存技術の保持者あるいは団体数というのが非常に少ないわけですね。

もう少し多いかなというふうに思つておりますけれども、いただきました資料を拝見をいたしまして

は十八人、保存団体としましては七団体ですが、ダブつたのがござりますから実際には五団体といふことになります。無形文化財等に関係する人

も十八名、団体数で九団体、こういうことになつておりますと、有形文化財関係では、この技術の保持者は十九人、保存団体としましては七団体ですが、

ダブつたのがござりますから実際には五団体といふことになります。無形文化財等に関係する人

も十八名、団体数で九団体、こういうことになつておりますと、有形文化財関係では、この技術の保持者は十九人、保存団体としましては七団体ですが、

ダブつたのがござりますから実際には五団体といふことになります。無形文化財等に関係する人

も十八名、団体数で九団体、こういうことになつておりますと、有形文化財関係では、この技術の保持者は十九人、保存団体としましては七団体ですが、

ダブつたのがござりますから実際には五団体といふことになります。無形文化財等に関係する人

も十八名、団体数で九団体、こういうことになつておりますと、有形文化財関係では、この技術の保持者は十九人、保存団体としましては七団体ですが、

ダブつたのがござりますから実際には五団体といふことになります。無形文化財等に関係する人

も十八名、団体数で九団体、こういうことになつておりますと、有形文化財関係では、この技術の保持者は十九人、保存団体としましては七団体ですが、

ダブつたのがござりますから実際には五団体といふことになります。無形文化財等に関係する人

でございます。

先生お話ございましたように、私どもといたしましては、文化財の保護を推進していく中で、そ

ういった保存の修理技術あるいは伝統的な技術と

いうものをきちんと保存をしていく、そういうた

職の方、宮大工の方々を大切に、後世にその技

術を伝えていただきなければいけないということ

があるわけでございます。

お話をございましたように、具体的な選定保存技術の認定等につきましては、先ほどお話をございました有形文化財関係で十八人、保存団体が五団体

ということでござりますけれども、私どもといたしましては、文化財の保護を考えていく場合に、こういった技術者確保、後世にきちんとその技術を伝えていただくというのは大変大事なことだ

と思つておられるのでござります。

そういう関係で、そういうた養成研修事業を積極的に行つていくことも必要でございますし、財

團法人の文化財建造物保存技術協会、あるいは全

国社寺等屋根工事技術保存会等々、そういった財

團法人等にお願いいたしまして、宮大工さんや屋

根ふき技能者の養成研修といったものも今進めて

おるわけでござります。

御指摘ございましたように、こういった方々を

もつてこの間、私は建具の組合から、だんだんと後継者がなくなる心配がありますから何とかこれを後世に伝えるような施策を國の方でも考えてもらえませんかという依頼を受けました。ほかに、仏具でありますとかいろいろなところで伝統工芸産業が衰退の危機に瀕しておるような状態でございます。

したがつて、これは私案でありますけれども、私のところの場合、たまたま前の教育長が今度市長に就任をされましたので、そこを利用して

二つ、三つで、これは屋根の職人の後継者の育成、これから登録制が導入をされて、修理等をしていかなければならぬものがさらにふえてくるという

ことになれば、この技術を継続をしていく、古い修理をしていくとともに努力をしておみえになる方があるわけでございますが、日本の中でもこ

れでは言葉といふものは文化財の中には入らないのではないかというふうに思いますが、この辺に少しありが力を入れていいかないと追いつかない

のではないかというふうに思いますが、この辺についてこれからどうなさるおつもりなのか、ひとつ決意を込めた御答弁をお願いしたいと思いま

す。

○小野(元)政府委員 お話をございましたように、和くぎといいますか、古い日本のくぎを打ち直し

て再利用に努めておるわけでございまして、これ

は何百年もつといることで、現在の洋くぎといいますか、私どもが普通打つてあるくぎよりもはるかに長もちがするわけでござります。そういう歴史を持つた和くぎを新たに製作する場合におきましても、実はさまざまな問題があるわけでございまして、玉鋼を確保することがなかなか難しく

なつておるとか、さまざま課題が実はあるわけ

れは屋根ふきの職人でありますけれども、ほかに

もつてこの間、私は建具の組合から、だんだんと後継者がなくなる心配がありますから何とかこれを後世に伝えるような施策を國の方でも考えてもらえませんかという依頼を受けました。ほかに、仏具でありますとかいろいろなところで伝統工芸産業が衰退の危機に瀕しておるような状態でござります。

したがつて、これは私案でありますけれども、私のところの場合、たまたま前の教育長が今度市長に就任をされましたので、そこを利用して

二つ、三つで、これは屋根の職人の後継者の育成、これらは仏具、これは漆器とかあるいは製織とか、そういうような後継者保存のセンターをつくるよ

うなことができないか、じや検討してみましょうと、今検討してもらつておるわけでございます。

国としてもそういう取り組みが必要でございます。

したがつて、これは私案でありますけれども、私のところの場合、たまたま前の教育長が今度市長に就任をされましたので、そこを利用して

二つ、三つで、これは屋根の職人の後継者の育成、これらは仏具、これは漆器とかあるいは製織とか、そういうような後継者保存のセンターをつくるよ

うなことができないか、じや検討してみましょうと、今検討してもらつておるわけでございます。

国としてもそういう取り組みが必要でございます。

したがつて、これは私案でありますけれども、私のところの場合、たまたま前の教育長が今度市長に就任をされましたので、そこを利用して

二つ、三つで、これは屋根の職人の後継者の育成、これらは仏具、これは漆器とかあるいは製織とか、そういうような後継者保存のセンターをつくるよ

うなことができないか、じや検討してみましょうと、今検討してもらつておるわけでございます。

国としてもそういう取り組みが必要でございます。

したがつて、これは私案でありますけれども、私のところの場合、たまたま前の教育長が今度市長に就任をされましたので、そこを利用して

二つ、三つで、これは屋根の職人の後継者の育成、これらは仏具、これは漆器とかあるいは製織とか、そういうような後継者保存のセンターをつくるよ

うなことができないか、じや検討してみましょうと、今検討してもらつておるわけでございます。

の製作、烏梅の製造、平成八年度には鏡の製作、その修理、粗末の製作、これは久留米がすりの粗末でございますし、鏡というものは織機の鏡でございます。細かい技術を要するわけでございます。それから、歌舞伎の小道具の製作等新しい分野を選定保存技術を積極的に選定をするということを一つやっています。

それから、平成八年度の予算におきましても、文化財の保存技術にかかわります中堅の技術者がより高度な専門的な知識や技術を磨けるようにと、いうことで、国内研修事業を拡充をいたしております。それからさらに、こういった選定保存技術の保持者に対する後継者養成のための補助金を実は増額いたしております。従来八十万円であったところを今百十万円に拡充しておる。まだ少ないわけでございますけれども、そういう努力もしておりますところでございます。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が文化財保存技術者の後継者の育成のためには今後とも積極的に力を入れていきたいと考えております。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が百十萬円になつたと言われますと、いさきか心もとないですけれども、もう少し頑張つていただくようにお願いをしたいと思います。皆さん方に言ふだけではなくて、我々も同じように頑張らなければならないことだと思いますが、ひとつ皆さん方も積極的に計画を立ていただきたいと思います。

それから、今回登録制度というのができ上がつたこと、これは私も賛成でございますが、英國では、埋蔵文化財に対しましてもこの登録制度といふのは適用になつております。今回建築物には適用になりましてけれども、埋蔵文化財には適用になつていませんが、これはなぜ差がついたのか、なぜ建築物だけになさつたのかというごとをお聞きしたいと思うのです。

建築物も埋蔵文化財も、例えは指定から漏れて、捨てておけば非常に破壊されいくというようなことについては同じではないかという気もするわ

けであります、なぜこの差がついたのか、あるいは、ひとまず建築物でスタートをしたけれども、これからこれは拡大をしていくのだということになります。

細かい技術を要するわけでございます。それから、歌舞伎の小道具の製作等新しい分野をで一つやつております。

それから、平成八年度の予算におきましても、文化財の保存技術にかかわります中堅の技術者がより高度な専門的な知識や技術を磨けるようにと、いうことで、国内研修事業を拡充をいたしております。

それからさらに、こういった選定保存技術の保持者に対する後継者養成のための補助金を実は増額いたしております。従来八十万円であったところを今百十万円に拡充しておる。まだ少ないわけでございますけれども、そういう努力もしておるところでございます。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が百十萬円になつたと言われますと、いさきか心もとないですけれども、もう少し頑張つていただくようにお願いをしたいと思います。皆さん方に言ふだけではなくて、我々も同じように頑張らなければなりませんが、ひとつ皆さん方も積極的に計画を立ていただきたいと思います。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が百十萬円になつたと言われますと、いさきか心もとないですけれども、もう少し頑張つていただくようにお願いをしたいと思います。皆さん方に言ふだけではなくて、我々も同じように頑張らなければなりませんが、ひとつ皆さん方も積極的に計画を立ていただきたいと思います。

それから、今回登録制度というものができ上がつたこと、これは私も賛成でございますが、英國では、埋蔵文化財に対しましてもこの登録制度といふのは適用になつております。今回建築物には適用になりましてけれども、埋蔵文化財には適用になつていませんが、これはなぜ差がついたのか、なぜ建築物だけになさつたのかというごとをお聞きしたいと思うのです。

建築物も埋蔵文化財も、例えは指定から漏れて、捨てておけば非常に破壊されいくというようなことについては同じではないかという気もするわ

けであります、なぜこの差がついたのか、あるいは、ひとまず建築物でスタートをしたけれども、これからこれは拡大をしていくのだということになります。

細かい技術を要するわけでございます。それから、歌舞伎の小道具の製作等新しい分野をで一つやつております。

それから、平成八年度の予算におきましても、文化財の保存技術にかかわります中堅の技術者がより高度な専門的な知識や技術を磨けるようにと、いうことで、国内研修事業を拡充をいたしております。

それからさらに、こういった選定保存技術の保持者に対する後継者養成のための補助金を実は増額いたしております。従来八十万円であったところを今百十万円に拡充しておる。まだ少ないわけでございますけれども、そういう努力もしておるところでございます。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が百十萬円になつたと言われますと、いさきか心もとないですけれども、もう少し頑張つていただくようにお願いをしたいと思います。皆さん方に言ふだけではなくて、我々も同じように頑張らなければなりませんが、ひとつ皆さん方も積極的に計画を立ていただきたいと思います。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が百十萬円になつたと言われますと、いさきか心もとないですけれども、もう少し頑張つていただくようにお願いをしたいと思います。皆さん方に言ふだけではなくて、我々も同じように頑張らなければなりませんが、ひとつ皆さん方も積極的に計画を立ていただきたいと思います。

それから、今回登録制度といふのができ上がつたこと、これは私も賛成でございますが、英國では、埋蔵文化財に対しましてもこの登録制度といふのは適用になつております。今回建築物には適用になりましたけれども、埋蔵文化財には適用になつていませんが、これはなぜ差がついたのか、なぜ建築物だけになさつたのかというごとをお聞きしたいと思うのです。

建築物も埋蔵文化財も、例えは指定から漏れて、捨てておけば非常に破壊されいくというようなことについては同じではないかという気もするわ

けであります、なぜこの差がついたのか、あるいは、ひとまず建築物でスタートをしたけれども、これからこれは拡大をしていくのだということになります。

細かい技術を要するわけでございます。それから、歌舞伎の小道具の製作等新しい分野をで一つやつております。

それから、平成八年度の予算におきましても、文化財の保存技術にかかわります中堅の技術者がより高度な専門的な知識や技術を磨けるようにと、いうことで、国内研修事業を拡充をいたしております。

それからさらに、こういった選定保存技術の保持者に対する後継者養成のための補助金を実は増額いたしております。従来八十万円であったところを今百十万円に拡充しておる。まだ少ないわけでございますけれども、そういう努力もしておるところでございます。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が百十萬円になつたと言われますと、いさきか心もとないですけれども、もう少し頑張つていただくようにお願いをしたいと思います。皆さん方に言ふだけではなくて、我々も同じように頑張らなければなりませんが、ひとつ皆さん方も積極的に計画を立ていただきたいと思います。

○坂口委員 ぜひお願ひいたします。八十万円が百十萬円になつたと言われますと、いさきか心もとないですけれども、もう少し頑張つていただくようにお願いをしたいと思います。皆さん方に言ふだけではなくて、我々も同じように頑張らなければなりませんが、ひとつ皆さん方も積極的に計画を立ていただきたいと思います。

それから、今回登録制度といふのができ上がつたこと、これは私も賛成でございますが、英國では、埋蔵文化財に対しましてもこの登録制度といふのは適用になつております。今回建築物には適用になりましたけれども、埋蔵文化財には適用になつていませんが、これはなぜ差がついたのか、なぜ建築物だけになさつたのかというごとをお聞きしたいと思うのです。

建築物も埋蔵文化財も、例えは指定から漏れて、捨てておけば非常に破壊されいくというようなことについては同じではないかという気もするわ

対して指定をするということはあるわけでござります。それから出土物、出てきたものについてこれまでをまた重要文化財等に指定する場合ももちろんあるわけでござりますけれども、いざれにしても、何が入っているかわからない段階では、具体的な行政行為といいますか、指定といったことは行わないわけでござります。出てきた場合に、それが立派なものであれば、物によりますけれども、史跡に指定される場合もありますし、重要文化財として指定する場合もあるわけでござります。

なお、これが仮に発掘調査をしたけれども何も

出てこなかつたと、いうことであれば、それは指定も何もしないで、工事はそのまま続けていたくということになるわけでござります。

○坂口委員 私の言つていることとちょっと違うのですね。

掘り起こして、そこへ出てきたと。何もなかつたのじやない、出てきた。出てきたけれども、それが重要文化財には指定されない場合だつてあるだろうと思うのです。必ずしも重要文化財ということはならないだろうと思う。しかし、地元の人としては、これは保存をしたい、こう思つときにはつておけばそれは壊れてしまう可能性もあるから、登録制度にはならないか、私はこう言つてゐるのです。

○奥田國務大臣 先生の御指摘、十分理解いたし

ております。文化財にはいろいろ、建造物だけでございません、おっしゃるとおりの埋蔵文化財

もありますし、ほかに美術工芸品もございますし、

非常に範囲が広いわけであります、いろいろ文

化庁で文献を寄せ集めて、とにかく建造物が一番

保存に緊急性が高いのではなかろうかなというこ

とで集約しましたところ、推定で二万五千ぐらい

あるというのですね。その中でよりすぐって、大

体一割ぐらいをこの五年間くらいの間に、今度法

改正をお願いしておる登録制度で保存していくだ

い、こういうのがとりあえずの思惑でございま

して、後、これが所定の成果を上げさせていただ

くことができましたら、他の文化財につきまして

も、先生の御意思を踏まえて、文化庁として取り組んでまいりたいと思つております。大臣に

は半分約束をしてもらつたけれども、いつのこととかよくわかりませんので、ひとつ早急に、ほかの分野につきましても実現できるように御努力をい

ただきたい。

埋蔵文化財の場合には、それこそほつておきま

したら壊れてしまう可能性だつてあるわけです

し、きちんと保存をしておこうと思えば何らかの手当でが必要な部分もあるわけですね。ちゃんと

出でなければよろしいですよ。指定が外れた場合の

話僕は言つておるわけで、それはぜひお願ひを

したいと思います。

それから、今度は、指定都市や中核市への権限委任というのが認められることになりました。こ

れも時の流れとして、それはそうなのかなというふうに私も思つておりますが、これは先ほどの社

民党的方の御質問にもあつたかと思つりますけれども、文化財であるかどうかの鑑査能力というのが要求されるわけですね。それで、そういう能力が

きちっと備わったかどうかということもあり、この

の判定はなかなか難しい面があるのではないかと

いうふうに思つのです。

説明に来ておられる皆さん方のお話をお伺いをいたしますと、かなり文化財の取り扱いに

ついてなれてきています。確かに、いろいろの文化

財を扱うということについては、この中核市やある

いは指定都市の皆さん方はなれておみえになつたかわからない。それは、事務手続等ではなくて

おみえになつたかもわかりませんけれども、これ

が文化財でということについては、この中核市やある

いは指定都市の皆さん方はなれておみえになつたかわからない。それは、事務手續等ではなくて

おみえになつたかもわかりませんけれども、これ

が文化財で‒

それから、国におきましても、奈良文化財研究所に埋蔵文化財センターがあるわけでござります

けれども、ここでそいつた専門的な職員に対する知識や技術の向上のための現職研修にも取り組んでおるところでございまして、私どももいたしましては、文化財ができるだけ地域の方に理解を

していただいて、地方公共団体等の主体的な判断

は、ふだんから市町村を対象として、例えは研修会などか講習会だと、そういうことを積み重ねておやりになっているのか。いや、そういうことはなくて、それはもう各地方自治体にゆだねて

あるのか。こういう資格を持つてゐる人にこれを

やらせるんだというのだつたらわかりますけれども、何も資格制度というのはないのですから。それを、今まで県の段階だつたのを、県から指定都市、指定都市ですからしつかりしておると言えぱしかりしていると思つます。しかし、中核市にも落とす、こういうことになつきました場合に、その辺のところは一体どうなのかという心配もつきまとつうわけですね。それは大丈夫なんでしょうね。どうか。

○小野(元)政府委員 今回の改正で、指定都市あるいは中核市等に対しても一定の権限を委任することをお願いをしておるわけでござります。

実は、委任すべきかどうかというのを、私ども、検討する段階でも議論はしたわけでございま

すけれども、文化財担当の職員の数も、例えは都道府県は平均六十三名でございますが、指定都市は三十八名、中核市も二十名ということで、ある程度、専門の方が配置をされておるということが一つござります。

それから、専門の人がいても、先生おっしゃる

ように、そういう人たちが本当に判断力、鑑定

力があるのかということをございますけれども、指定都市や中核市の教育委員会におきましては、着実にそういう専門職員をふやすとともに、その人たちの能力といいますか、できるだけ大学等で人材育成をしておられるけれども、そこでそいつた専門の分野を修めた方を採用するということも行つてゐるわけでござります。

それから、国におきましても、奈良文化財研究

所といいましても、必ずしも教育に携わつた人は

かりが教育委員会に入つておみえになるわけでは

なくして、一般の方が入つておみえになるケースも

かなりござりますし、また、教育に携わつた方の

中にも、文化財についての知識がある方ばかりと

は言ひがたい場合もござります。

それで、その人たちに意見申をしてもらつて、それをどう取り上げるかと云ふことなんですが、これは、この人たちに文化財についてかなり能力がありということで、それを判断するということでしなければならないと思うのですね。意見具申をするということですから、文化財の鑑定能力あるいは判断能

力はりそれは尊重しなければいけないと思うので

すよ。ですから、中核市や指定期、それから一般市町村も含めまして、文化財に対する知識、それから判断力を養うための、資格とまでは申しませんけれども、何らかの方策がやはり私は必要ではないのかなと。すべてを市町村に任せておいて、そして意見具申をしてもらつたからそれに従うと

いうことで、文化財が本当に保護されるのかなどいう率直な疑問もあるわけです。

例えば、道路をつくりたいとか、あるいは団地をつくりたいという話等はどの市町村ともによく起る話でございまして、文化財との絡みで市町村としても本当に悩むわけでございます。これは残さねばならないものだ、いや、これはまあいいだろうという判断というのは大変難しいことだというふうに思いますが、それを市町村にゆだねていいかということですね。地方分権の時代ですから市町村がそういうふうになつていなければいけないというふうに私は思いますけれども、そうするためにはやはりそれだけの体制を市町村にも整えてもらうようにお願いしなければいけないと思ふのです。その辺につきましてのお考えをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたよう

に、市町村の場合は財政力や人口規模等もございまして、そんなにたくさんの中員を置けないというふうな事情もあるわけでございます。先生お話をございましたように、法律で新しく市町村が国への意見具申ができるということになるわけですが、まして、私どもいたしましては、この法律に基づいて市町村から意見が出てくれれば、当然それを尊重して適切な対応をしていかなければいけないといふふうに思つておるわけでございます。

○奥田国務大臣 市町村におきまして現在文化財保護審議会が置かれております。

○小野(元)政府委員 いたしましては、この法律による登録制度の対象を広げていく、その考え方はあるけれども、財政力にも限りがございまして、なかなかそういう市町村ばかりではないわけ

あります。そこでその自治体において鑑定までしきつとできるような専門の知識を持つた人がおればいいのですけれども、財政力にも限りがございまして、ななかかそういう市町村ばかりではないわけ

であります。でございますから、やはり今先生から御指摘いただいたことと遜色のないようなことをしようとしたしますと、当然のことながら当該

市町村が都道府県教育委員会に、専門家に御相談いたしますとか、あるいはは私のところの地元の例でいいますと、大学の考古学あるいは建築学の先生にも相談をして意見を求めるというもうなごうということは一つ言えようかと思います。た

だ、それ以外にも、もちろんそういういた職員の資質の向上とということも必要でございまして、これは例えは都道府県レベルでも市町村の文化財関係の職員に対して研修を行ふということも行っておりますし、國におきましても、高度のもの等も奈良文研等で行つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今回の法改正によりまして市町村が文化財保護についての大きな役割

があるのだということを十分認識をいただきまし

て、文化庁といたしましては、市町村に對して専

門的職員をぜひ置いてほしいというお願ひをする

とともに、それらの方々の資質向上といったこと

についても十分意を用いていかなければいけない

であろうというふうに考へているところでござい

ます。

○坂口委員 ここは大事なところでござりますか

といふふうに思つてやつたことが逆の効果を生むといふことだつてある、これはもろ刃の剣だというふうに私は思ひますので、やはりそこに対するきつつと大変なことになると思うのです。逆の結果が生まれることもあり得ると私は思つております。よかれと思つてやつたことが逆の効果を生むといふことだつてある、これはもろ刃の剣だというふうに私は思ひますので、やはりそこに対するきつつとした考え方を持つて臨まなければならぬだらうというふうに思ひますので、大臣の所見を聞いておきたいと思います。

○山原委員 これは非常に大事なことであ

ります。それぞれの自治体において鑑定までしきつとできる専門の知識を持つた人がおればいいのですけれども、財政力にも限りがございまして、ななかかそういう市町村ばかりではないわけ

であります。でございますから、やはり今先生から御指摘いただいたことと遜色のないようなことをしようとしたしますと、当然のことながら当該

市町村にも九五%以上の市町村におきまし

て、ななかかそういう市町村ばかりではないわけ

であります。でございますから、やはり今先生から御指摘いただいたことと遜色のないようなことをしようとしたしますと、当然のことながら当該

市町村にも九五%以上の市町村におきまして現

在文化財保護審議会が置かれております。

○小野(元)政府委員 いたしましては、先ほど来御答弁申し上げております

ように、緊急性という観点から建造物の分野に限

定しておるわけでございます。ただ、御指摘ござ

いましたように、この登録制度を今後どのような

分野に導入していくべきかということは、私ども

真剣に考へていきたいと思つております。

ただ、その場合に、一つのメールマールといった

しまして、当該分野について、指定制度という現

行の制度では必ずしも対応できない緊急に保護す

べきものがあるということが一つ条件であろうと

思つておきます。

それからもう一つは、当該分野につきまして、

関連の学会や文化庁等の調査によりまして保護す

べき対象がある程度把握できておるということも

必要であろうと思つておきます。

それから、緩やかな保護措置を講じるといふ登

録制度が、その分野の文化財の特色からいつ有

効に現在の制度を補完できるという部分も必要で

あります。

先ほど一つの例をいたしまして、美術工芸品等

について仮に登録制度ということにいたします

と、登録されたがゆえにそのものの価格が上がつてしまつて、それが転売されて、むしろ文化財と

しては保護の手法が難しくなつてくるという分野

もあるわけでございまして、そういう点も勘案

しながら今後の拡大を考えいかなければいけな

いと思つております。

いずれにいたしましても、今回お願いしております

のは建造物でございますけれども、これ以外

に、私どもとしても、歴史資料でございますとか

あるいは無形の民族文化財等につきましては、こ

の法律による登録制度が最善のものかどうかとい

うことについては議論があると思うのでございま

すけれども、早急に調査を行いまして、何らかの

形でそういう文化財についても登録制度あるい

は登録制度に準ずるような形で保護を進めていか

なければならないというふうに考へているところ

でござります。

ますが、文化庁の説明によりますと、税制上の優遇措置あるいは低利融資などというものが認められておるとされております。しかし、修理や管理に係る費用への補助は法律上規定されていません。自治体で今度の登録文化財制度を導入しているところが二十数自治体あると聞いております。その中で修理や管理に係る経費について補助制度をとっているところもある。そうなりますと、自治体の登録制度の方が手厚いという場合が生まれてくると思います。文化庁の説明ではタブリの登録はしないというふうに説明されておりますから、国の制度に登録するよりも自治体の方に登録した方がいいということにならないのでしょうか、この点を伺います。

指定文化財と同水準の補助というのは無理にしてしまうと思います。文化行政に携わる文化庁職員の数は多いとは言えない状態の中で、登録文化財にかかる仕事量が上乗せをされるわけですから、国に文化財登録制度を円滑に運用しようと思えば、文化庁の定員措置も含めまして拡充措置が必要があると思いますが、この点につか。

○奥田国務大臣 確かに、今回、登録制度の文化財は、指定制度の補助のよう、そういう手厚いものではございません。しかしながら、この八月の末に来年度の予算の概算要求を行うわけでござりますけれども、その際に、今先生がおっしゃるような趣旨を踏まえまして、保護、管理、指導につきましての補助でございますとか、あるいは設計監理の補助を何とか制度化できないものかといふことを文化庁の方では鋭意財政当局と折衝してみますけれども、その際に、今先生がおっしゃる

○山原委員 登録制度を定着させる上で、都道府県にいきなり移譲するのではなくて、文化庁長官が指導、助言、勧告を行うということは必要なことかもしれません。それならば、文化庁としてそれがなりの体制整備を図らなければならぬのではないか。建物にしましても、先ほどお話をありましたように二万五千件、緊急なものが一割の二千五百

件、こういうふうになつております。これを五年間ぐらいいの期間をかけて進めていくという意向と聞いています。

件だけでも年間五百件ペースで登録業務を進めなければならぬということになります。登録手続に乗せる前に所有者から同意を得る手続も必要となりますし、既に登録された文化財について現状

変更の届け出があつた場合は、それにに対する指導、助言、勧告をしなければならない。

今でも文化財保護、文化行政に携わる文化庁職員の数は多いとは言えない状態の中で、登録文化財にかかる仕事量が上乗せをされるわけですから、本当に文化財登録制度を円滑に運用しようと思えば、文化庁の定員措置も含めまして拡充措置が必要であると思いますが、この点につか。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたように、建造物の登録制度、新たに法を認めただけの保存、活用の事務を行うわけでござりますが、この事務につきましては、私どもの文化財保護部の建

造物課を中心とした事務、それから登録したものがとられる必要があると思いますが、この点につか。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたように、建造物の登録制度、新たに法を認めただけの保存、活用の事務を行うわけでござりますが、この事務につきましては、私どもの文化財保護部の建

造物課を中心とした事務、それから登録したものがとられる必要があると思いますが、この点につか。

ただ、お話をございましたように、登録すべき建造物でござりますけれども、全国に広範に存在をいたしております。その種類も、住居、オフィスビル、文化施設、倉庫、橋、タム、トンネル等々、多種多様にわたっておりますわけござります。

私どもいたしましては、今後こういったものについて今回の登録制度を円滑に適用していくためには、外部の学識経験者の協力を得る、全國的にそいつた形での外部の学識経験者の協力を得るということを十分勘案しながら地方財政当局に対して文化庁としてもお願いをしていきたいとおるのでございます。それとともに、厳しい行政

改革の時代ではございますけれども、必要に応じまして、事務処理体制につきましても制度の適切な運用が図れるよう努めをしていかなければいけないというふうに考えておるところでございません。

改革の時代ではございますけれども、必要に応じまして、事務処理体制につきましても制度の適切な運用が図れるよう努めをしていかなければいけないというふうに考えておるところではございません。

○山原委員 さらに、今回の法改正によりまして、都道府県教育委員会に移譲される文化庁長官の権限が、さらに指定都市、中核市にまで移譲されることになるわけですが、それだけに指定都市、中核市の文化財保護行政の責任が重くなることは事実です。それに見合った行政体制になっているかが問われると思います。

文化庁の調べによると、先ほども話がありましたけれども、指定都市の中でも、埋蔵文化財の専門職員は一人しかいない、あるいは中核市で見ますと、埋蔵文化財専門職員もその他の文化財関係専門職員も一人も配置されていないところもありで、体制にかなりのアンバランスが見られるわけですが、これで移譲された権限を適正に行使することができるかという懸念の声も起ころのは当然でございます。文化庁としてこの点をどう援助されるつもりか、伺つておきます。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたように、今回の法改正でお願いしておりますのは、地方公共団体に対する地方分権といいますか、地方公共団体自身が文化財の保護にもつとも取り組んでいた大変必要が出てくるわけでござります。お話をございましたように、地方公共団体において文化財保護行政を適切に行つていただくことには、従来にも増して組織、体制の充実といふことにも大切になつてくるわけでござります。

私どもいたしましては、従来から地方公共団体の組織等についての経費につきましては、地方財政措置で自治省に対してもお願いをしておるわけでござりますけれども、今回法改正を行つて新たな経由の事務等もふえるわけでござりますので、そういうことを十分勘案しながら地方財政当局に對して文化庁としてもお願いをしていきたいとおるのでございます。それとともに、厳しい行政

改革の時代ではございますけれども、必要に応じまして、事務処理体制につきましても制度の適切な運用が図れるよう努めをしていかなければいけないというふうに考えておるところではございません。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたように、昭和五十年の時点でこの許可制についての附帯決議があるわけでござります。実は、この点私どもいろいろ検討したわけでござりますけれども、全國に三十七万カ所今所在しておるわけでございまして、仮にそれぞれの工事について届け出でなく、原則禁止で許可ということにした場合、土地利用に對する大変強い規制を新たにつくるということにならることは必至だと思うでござります。そ

願いをしていくとともに大切だらうと思うでございます。

○山原委員 いすれにいたしましても、そういう努力を重ねて今回の登録制度が円滑に実施できますよう努めをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山原委員 最後に、埋蔵文化財の問題について伺います。

当時の参議院の附帯決議でも、「重要な埋蔵文化財包蔵地の発掘に関する許可制の実現等その根本改正に取り組まなければならない」と各党の合意で決議された経緯があるわけでござります。

したがつて、この点はあいまいにするべく、この点についての見解を伺います。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたように、重要な課題としてこの改正に当たつてはつきと位づけてもらいたい、こういうふうに思つておりますが、この点についての見解を伺います。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたように、昭和五十年の時点でこの許可制についての附帯決議があるわけでござります。実は、この点私どもいろいろ検討したわけでござりますけれども、全國に三十七万カ所今所在しておるわけでございまして、仮にそれぞれの工事について届け出でなく、原則禁止で許可ということにした場合、土地利用に對する大変強い規制を新たにつくるということにならることは必至だと思うでござります。そ

いう意味で、大変国民の皆さんあるいは事業者の方々等の反発を招くということも予想されるわけでございます。

それからもう一つは、埋蔵文化財の場合に、中にはどういったものがあるか、重要なものかどうか

といふことがわからないわけでございまして、そ

の時点では、発掘してみないとわからないにもかかわらず特定のものについては許可をするというの

も、大変制度としては難しい面があるわけでござります。仮に許可制にいたしますと、その許可を得るということでおろくは時間的な問題も出てくると思うのでございます。三十七万ヵ所もあるわ

けでございまして、仮に許可制にしたために開発が非常におくれたということが方々で出でてくれば、大きな社会問題にもなりかねないということ

があるわけでござります。昭和五十年度以降開発

事業の急速な増加があるわけでござりますけれども、新しく規制を強化するというのではなくて、規制緩和の中で、現在の届け出制のもとで発掘調査を迅速に行うべきだという声も非常に強いわけ

でございます。

いずれにいたしましても、所有者あるいは開発事業者の方々に十分文化財についての御理解をいたずら、そのためにそれぞれの文化財当局の方からお願いをいたしまして、御理解をいたいた上で実際の発掘調査を行うことが今行われているわけでございまして、私どもとしては、直ちに許可制にするということは非常に問題があるうとうふうに考えておるところでござります。

○山原委員 この埋蔵文化財の保護をめぐつては、今お話をありました。困難なことはわかつておりませんけれども、発掘調査の費用負担の問題もあります。また、開発業者と行政側とのトラブルも相次いでおります。結局、法令の上で明確になつてないことが大きな要因となつておるのではないかと思います。

用負担の運用上のルールを法令上のルールとして明文化すべきではないかという声があるわけでございます。

現在の原因者負担の原則を柱とした発掘調査費

ざいますが、この点について最後に伺いたいのです。

また、地方分権推進委員会、政府機関の中間報告がことしの三月二十九日に出ておりますね。この中にもこういうふうに出ているのです。八十三

ページですが、「市町村の位置づけ、発掘調査費用の原因者負担等、国・地方公共団体・事業者間の役割分担、費用負担区分の明確化など、法制度の整備が必要ではないか」というふうにこの中にも

出ているわけでございまして、政府機関としても一定の関心を持っていることが証明されておると思ひます。

そういう中で、この明文化の問題、これは今大変必要なことではなからうかと思ひますが、この点についての文部省の見解を伺つておきます。

○小野(元)政府委員 御指摘ございましたよう、この原因者負担について現在指導を行つてゐる

ことは、なかなか相手方に周知が困難であるということ

で、主として市町村の埋蔵文化財の担当者の方々から、法律に書いてほしい、そうすればきちんと

なつて、事業者の方に今のよなお願いをする

うことではなくて法律上義務づけることの方がよ

り円滑に進むではないだろうかという御意見があ

ることは、私ども十分承知をいたしております。

地方分権の委員会等でもそのような御指摘はいた

だいておるわけでござります。

ただ、一方では、開発事業者あるいは国民の皆

さんという観点からまますと、現在は話し合

いで、指示や指導によりまして協力をいただいておるわけでござりますけれども、こういったこと

を法律上の義務づけをするということになります

と、国民の皆様に大変強い規制をかぶせる、ある意味では規制緩和に逆行する部分があるわけでござります。そういう観点で、大変強い反発や批判等も予想されると私どもは思つてゐるのでござります。

確かに法律に書いた方がより明確になることは間違いないわけでござりますけれども、一方で、法律で国民に義務づけるということになります

と、それは本当に厳しい規制をかぶせるということで、それが結果的に本当に埋蔵文化財行政にとつていいのだろうかということについてはさまざまな議論があると私どもは思つておるわけでござります。

むしろ、現在の指示、指導に対し事業者の方に協力いただく。何といいましても、文化財を保護するためには、所有者の方や事業者の方が文化財保護をみずからしなければいけないというお気持ちはなつていただくことが大切だと思うのでござります。そういう意味で、私どもとしては、指導によつて事業者に御協力いただくという現在のシステムの方がより円滑な埋蔵文化財行政につながるのではないかというふうに考えておるところでござります。

ただいま議決いたしました法律案に協力いただくことは、私どもとしては、指導によって事業者に御協力いただくという現在のシ

スムの方がより円滑な埋蔵文化財行政につながるのではないかというふうに考えておるところでござります。

○柳沢委員長 起立總員。よつて、本案は原案の提出されました。

○柳沢委員長 起立總員。よつて、本案は原案の提出者から賛成の申しがござります。

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳沢委員長 起立總員。よつて、本案は原案の提出者から賛成の申しがござります。

もつて趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○柳沢委員長 「これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳沢委員長 起立總員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部大臣から発言を認められておりますので、これを許します。奥田文部大臣。

○奥田國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨に十分留意いたしまして対処をいたしてまいります。

○柳沢委員長 お諮りいたします。

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柳沢委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

文化財保護法の一部を改正する法律案  
文化財保護法の一部を改正する法律  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)  
の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 重要文化財以外の有形文化財」  
(第五十六条の二)を 第三節 重要文化財及び  
登録有形文化財」を加え、第三章第二節中同条を第

(第五十六条の二—第五十六条の二の十一)  
登録有形文化財以外の有形文化財(第五十六条の二の十二)に、「第九十七条」を「第九十七条の五」

に改める。

第四十条第三項中「から第七条まで」を「及び第六条」に改める。

第五十一条第七項中「外、重要文化財の所有者又は管理団体から、その所有又は管理に係る重要な文化財を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合において、文化庁長官が適当と認めてこれを承認したときは、文部省令の定めるところにより、その公開のために要する費用のことを「ほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要な文化財を公開するために要する費用は、文部省令で定めるところにより、その」に改め、後段を削る。

第五十二条中「第五十一条」を「第五十一条第一項、第二項若しくは第三項」に改める。

第五十三条第一項ただし書きを次のように改める。

ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開承認施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

第五十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書きの場合においては、同項に規定する催しを主催した者(文化庁長官を除く。)

3 文部大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関する事項は、文部省令で定める。

〔登録有形文化財の登録の抹消〕

第五十六条の二の二、文部大臣は、登録有形文化財について、第二節登録有形文化財

第五十六条の二の十二とする。

〔第二節 重要文化財以外の有形文化財〕を「第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財」に改める。

第三章第一節の次に次の二節を加える。

第二節 登録有形文化財

〔有形文化財の登録〕

第五十六条の二 文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第九十八条第一項に規定する指定を地方公共団体が行つたときには、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聞くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔告示、通知及び登録証の交付〕

第五十六条の二の二 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)の所有者に通知する。

2 文化庁長官は、登録有形文化財について、所持者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聽いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理(当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む)を行ふ団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第三十二条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四

要文化財に指定したときは、又は第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

2 文部大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなりた場合その他の特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

3 前二項の規定により登録の抹消をしたときは、前条第二項の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部大臣に返付しなければならない。

〔登録有形文化財の管理〕

第五十六条の二の四 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責に任すべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所持者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聽いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理(当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む)を行ふ団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。

4 登録有形文化財の登録の抹消には、第三十二条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四

第一類第六号 文教委員会議録第八号 平成八年五月三十一日	第一類第六号 文教委員会議録第八号 平成八年五月三十一日
○柳沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。	もつて趣旨説明にかえさせていただきます。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。	何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。
〔賛成者起立〕	○柳沢委員長 起立總員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。
○柳沢委員長 起立總員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。	この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部大臣から発言を認められておりますので、これを許します。奥田文部大臣。
○奥田國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨に十分留意いたしまして対処をいたしてまいります。	○奥田國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨に十分留意いたしまして対処をいたしてまいります。
○柳沢委員長 お諮りいたします。	○柳沢委員長 お諮りいたします。
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。	会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○柳沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。	○柳沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
〔報告書は附録に掲載〕	〔報告書は附録に掲載〕
○柳沢委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。	○柳沢委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十九分散会	午前十一時五十九分散会
文化財保護法の一部を改正する法律案 文化財保護法の一部を改正する法律 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号) の一部を次のように改正する。	文化財保護法の一部を改正する法律案 文化財保護法の一部を改正する法律 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号) の一部を次のように改正する。
目次中「第一節 重要文化財以外の有形文化財」 (第五十六条の二)を 第三節 重要文化財及び 登録有形文化財」を加え、第三章第二節中同条を第	目次中「第一節 重要文化財以外の有形文化財」 (第五十六条の二)を 第三節 重要文化財及び 登録有形文化財」を加え、第三章第二節中同条を第

の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の減失又はき損)

第五十六条の二の五 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の修理)

第五十六条の二の六 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第五十六条の二の七 登録有形文化財に關しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとするとする日の三十日前までに、文部省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬ。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法律の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告ができる。

(登録有形文化財の管理に関する技術的指導)

第五十六条の二の八 登録有形文化財の所有者と管理責任者又は管理団体は、文部省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第五十六条の二の九 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、

第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財の現状等の報告)

第五十六条の二の十 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第五十六条の二の十一 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第五十六条の二の十二 「から重要無形文化財」が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第五十六条の七第二項中「から重要無形文化財」を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた」を「が重要無形文化財を公開する」に改め、同条第三項中「からその記録を国に補助を受けて公開したい旨の申出があつた」を「がその記録を公開する」に改め、「及び第四項」を削る。

第八十四条の二第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十六条の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く。)

第八十四条の二第一項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は輸出」を削り、同項第十六号中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第八十五条第一項第二号中「同条第七項(第五十六条の七第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。)」を削り、同項第二項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第四項」に改める。

第八十七条の前に見出しとして「(重要文化財等についての国に関する特例)」を付する。

第五十六条の十五第一項に次のただし書きを加える。

ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前記録を開示する場合には、同条第四項を削る。

第五十六条の十五第一項に次のただし書きを加え

る。

第六章第二節中第九十七条の次に次の四条を加える。

5 登録有形文化財の保護上必要があると認める

の届出の免除を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開事前届出免除施設」という。)において「公開事前届出免除施設」とする場合又は開催会その他の催しを主催する場合又は開催事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要な民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

第五十六条の十五第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第五十六条の二の三第一項又は第二項の規定による登録の抹消をしたときは、同条第三項の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該

登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財について、

第五十六条の二の三第一項又は第二項の規定によ

る登録の抹消をしたときは、同条第三項の規定によ

る登録の抹消をしたとき。

2 各省各庁の長は、文部大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

3 各省各庁の長は、直ちに登録証を文部大臣に返付しなければならない。

4 第九十七条の三 次に掲げる場合には、関係各省

登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対し通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、直ちに登録証を文部大臣に返付しなければならない。

3 各省各庁の長は、直ちに登録証を文部大臣に返付しなければならない。

4 第九十七条の三 次に掲げる場合には、関係各省

登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対し通知しなければならない。

(登録有形文化財についての国に関する特例)

第九十七条の二 国の所有に属する有形文化財で建造物であるものについて第五十六条の二第一項の規定による登録をしたときは、第五十六条

の二の二第一項又は第三項の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対

して行うものとする。

ときは、文化庁長官は、第一項第四号又は第二項に規定する現状の変更に關し、文部大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第九十七条の四 文部大臣は、國の所有に屬する登録有形文化財に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に對し調査のため必要な報告を求めることができる。

第九十七条の五 国の所有に屬する登録有形文化財については、第五十六条の二の四第三項から第五項まで、第五十六条の二の六第二項及び第五十六条の二の九第三項の規定は、適用しない。

第九十八条の三 第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第九十九条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加え、同項第一号中「第五十六条の七第七項（第五十六条の十九第二項（第八十三条の十一）で準用する場合を含む。）」を削り、同項第三号中「同条第七項（第五十六条の七第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。）」を削り、同項第四号中「第五十三条」を「第五十三条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第一百条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を「指定都市等」に改め、同条第二項の中「前項に規定する市」を「指定都市等」に改める。第一百条の二中「都道府県」の下に「又は市町村」の下に「又は市町村」を加える。

第一百条第一項に規定する市」を「指定都市等」に改める。

第一百零一条の二中「の教育委員会」を「及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下この節において同じ。）の教育委員会」に改め、「当該都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

「二百五十五条の見出しを「（地方文化財保護審議会）」に改め、同条第一項中「都道府県の」を「都道府県及び市町村の」に、「都道府県文化財保護審議会」を「地方文化財保護審議会」に改め、同条第二項中「都道府県文化財保護審議会は、当該都道府県を「地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村に、及び」を「並びに」に、「の教育委員会に」を「又は市町村の教育委員会に」に改め、同条第三項中「都道府県文化財保護審議会」を「地方文化財保護審議会」に改める。

第一百六条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第一百七条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十万円」に改め。

第一百七条の二第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十万円」に改め。

第一百七条の三中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「都道府県」の下に「若しくは指定都市等」を加える。

第一百七条の四中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第一百九条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第一百十条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第一項、第三項又は第四項に改め、「都道府県」の下に「若しくは指定都市等」を加え、同条第五号の下に「若しくは指定都市等」を加え、同条第六号中「都道府県」の下に「若しくは指定都市等」を加える。

「指定書」の下に「又は登録有形文化財の登録証」を加え、同条第二号中「第三十一条第三項」の下に「第五十六条の二の四第四項」を、「第二十二条」の下に「第五十六条の二の四第四項」を、「第四十三条の二第一項」の下に「第五十六条の二の五、第五十六条の二の七第一項」を加え、「第五十六条の十五第一項」を「第五十六条の十五第五条」に改め、同条第三号中「（第五十六条の二の四第四項）」の下に「第五十六条の二の四第四項」を、「第四十四条で準用する場合を含む。」の下に「第五十六条の二の四第四項、第五十六条の二の六第二項」を加える。

附 则

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（重要文化財等の公開の届出に関する経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行つている改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であつて、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

4 文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において展覧会その他の催しを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するものの

うち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十一第一項の規定による届出を行つたものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定によることある。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

6 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

うち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十一第一項の規定による届出を行つたものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定によることある。

平成八年六月十四日印刷

平成八年六月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P